

令和4年度
自己点検評価書

令和4(2022)年9月
日本保健医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	49
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	70

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神（設置の背景と趣旨）

我が国は、第2次世界大戦後、国民のたゆまぬ努力により、世界有数の経済大国・技術大国に成長した。経済成長により社会資本の整備と社会保障の充実が図られた。1961年には国民皆保険が実現し、安心して医療を受けられる法制度も整備されてきた。国民栄養の改善、公衆衛生の向上、医療技術の進歩など国民の健康を取り巻く環境は著しく改善されてきた。乳幼児死亡率の低下も相まって、日本人の平均寿命は延び、世界一の長寿国になった。今日では、諸外国が経験したことの無いスピードで高齢化が進み、その対応に様々な対策が講じられている。

このような超高齢社会にあって、すべての国民が豊かな老後を過ごすためには、国民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいをもち、日々充実した生活が送れるような社会を整備することが必須である。このために保健医療分野は言うに及ばず、社会福祉政策、保健医療福祉システムの整備、人材育成の充実が急務となってきた。

今日の保健医療現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

看護は、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和を援助することを目的とした行為であり、人間を対象とする実践の科学である。

看護活動の場においても、高度医療技術を支える病院や高齢者福祉の場、在宅医療、地域保健等広範囲となり、看護業務の複雑化・多様化、医療技術の高度化など看護職に高度な知識・技術が要求され、さらに人間の生活全般にかかわる総合的な能力を身につけた看護師でなければ、対応ができなくなっている。こうした社会の動きを受けて、看護専門教育も知識、技術両面にわたって関連する多くの学問領域の新しい発展に呼応してますます大きな発展を見ている。従来のような専門学校や短大等の定形型の職業教育では社会的要請に十分に応えることはできず、大学における看護専門職の基礎教育として明確な科学的な学問体系と理論、技術は言うに及ばず対象を人間そのものとしている以上、人間性に関連する幅広い分野についての基礎知識も学ぶことが必要となっている。

したがって、看護専門職の先端教育を、看護系大学を通して制度化することが望まれている。ただ単に、職業教育によって知識・技術を修得しただけでは不十分で、前述した、科学としての医療技術の進歩発展および人間性の向上を社会的要請の新たなる深化と受けとめ、自らの知識・技術を常にブラッシュアップし続けていかなければならない。そのためにも、看護系大学を起点に、必要に応じてリカレント教育や情報発信を通じて、最新の技術や情報を人々が学べるようにすることも大きな意味を持っている。

また、国際化時代といわれて久しいが、国際化は看護の現場にも浸透してきている。さまざまな文化を有する人々が自由に往来しており、看護専門職として接する機会も増えている。これに応え看護の知識・技術を十分に発揮するためには、国際看護師協会が提案しているように、看護専門教育は大学レベルで行うことが望ましいとの考えを示し、各国とも積極的に取り組んでいることは周知のとおりである。このことから、看護職に求められ

る能力は質的に高まり、人々の健康生活の質を高めるとのできる看護実践能力（人を人として尊重し、生命の尊厳性を大切にした看護の思考力と科学的根拠に基づいた問題解決能力等）や国際的視野で物事をとらえ判断する能力、地域におけるヘルスプロモーションを構築し、他職種との連携を図り活動できる看護職が求められている。今日、このような社会のニーズに応えることのできる人材の育成を図る必要がある。

日本保健医療大学は、こうした基本的な考え方にに基づき、社会の求める看護専門職及び次の段階においてはその他の専門職を育成するために建学されたものである。

2. 大学の基本理念

(1) 大学の理念

日本保健医療大学は、人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚（人間性の復活から、人間性の高揚へ）と、共存共栄の精神（共済主義、又は共済主義精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な人類文化の実現に貢献することを目標とする。

(2) 保健医療学部の理念

建学の精神および大学の理念を基本理念とし、社会的ニーズ、教育理念を包括した概念を基に、生命の尊厳性に基づき、人間性を高め、人間教育を中心として創造的で学際的・国際的視野に立って、倫理的・論理的な実践能力を育成し、保健医療学の発展・地域社会に貢献できる人材を育成する。

- ① 豊かな人間性の涵養と人間相互の共存共栄の目標に自らの行動選択が適切であるかどうか判断する、慈愛の心と倫理観ならびに責任感を深める。
- ② 医療人として、科学技術に基づく正確な且つ高度な保健医療福祉の学問研究の知識と医療現場における臨床の知識・技術を修得する。
- ③ 地域社会に根ざしたヘルスケアを実施できる能力を養う。
- ④ 国際的視野から問題解決を考えることができる能力を養う。
- ⑤ 知的好奇心や幅広い視野と思考判断力の向上、学生個々の創造性・学習意欲を促進する。

以上の理念に基づき、看護師、保健師、理学療法士を育成する。

3. 使命・目的（人材の育成）

日本保健医療大学は、基本理念に基づき、以下に掲げる特性を備えた看護専門職及び理学療法士の育成を目指す。

(1) 深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】

人間の健康には身体的側面のみならず、精神的、社会的側面などのすべてが含まれる。したがって、保健医療福祉に携わる者は、幅広い教養に根ざした豊かな人間性を備えることが重要である。そのためには、幅広い視野、および倫理観と慈愛の心を共に備えた高度な知性・感性を有する人材を育成する。

(2) 高度な専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】

看護及び理学療法に関わる現象を総合的に判断できる能力を養い、高度な専門的知識・技術を修得し、それぞれの分野において創造的な技術開発や知識体系を探究できる人材を育成すると共に、リーダーシップを発揮でき、且つ協調性を有する人材を育成する。

(3) グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】

保健医療・福祉の分野においても、グローバルスタンダードは確実に発展している。

今後は保健医療福祉に関する人材交流においてもグローバル化は必須である。

そのため、語学力の一層の向上と国際的感覚を養うためイギリスでの語学研修を実施することによって、国際的に通用する専門的知識・技術を世界と共有できる能力を有する人材を育成する。

(4) 協調性を有し地域社会を含む多様なニーズに貢献できる人材の育成【社会性】

高齢社会における全人的保健医療・福祉は病院等におけるケアだけでなく、在宅ケアや地域の保健福祉計画の推進も重要となり、地域社会における看護・理学療法の役割も今後ますます重大となってくる。そのような社会にあつて、看護及び理学療法とケアにおいて指導的役割を担うと共に、協調性と利他優先の精神をもって、病める人々に貢献できる人材を育成する。

4. 大学の個性・特色

本学の目的は、本学の教育理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性・国際的視野を備え、高度の専門知識・技術を持って幅広く保健医療・福祉の場において活動できる専門職を育成することである。従って、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を掲げている4つの人材育成像を実現するため教養教育と専門教育のバランスのとれた学修が重要である。

今日の保健医療現場では、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当るチーム医療が重要であることから、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、人々が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で安心でき健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することとしている。

教育課程の特徴は、大学の理念に基づき、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を基軸に、看護・福祉を人間総合科学の一分野としてとらえ、①人間を総合的、多面的に理解する能力、②豊かな人間性の獲得、③国際的視野で物事をとらえ判断する能力、④人と人との関係性を形成保持するコミュニケーション能力、⑤保健・医療・福祉分野における情報収集と処理能力、⑥科学的思考能力、の育成を行う。また、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための応用力・実践力の育成を図ることを特徴としている。

(1) 看護学科

看護学科は、病院や診療所等の臨床現場で即実践的に役立つ看護の知識と技術の修得はもちろんのこと、看護専門職としての社会的責任を果たすと同時に、国民が健康な生活を送ることができるように人間の生活を中心とした看護の考え方を基に看護援助方法を学び、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和、終末期ケアなどの場において広く活動できる有能な人材を育成する。

また、保健・医療・福祉は、ともに人々の健康や生活と深く関係する学問領域であり、看護学科においては、それぞれの目標に向かいつつ互いに切磋琢磨し、また他者、他職種を理解し協働・連携する学習体験を通して、さらに看護学の専門性を追求する学部教育を実践する。

要すれば、看護学科の特色は、幅広い教養と豊かな人間性を備え、専門的知識・技術を修得し、保健医療・福祉領域において活躍できる看護実践者の育成を目的とした教育環境とカリキュラムの提供である。

4年間の学びにおける「理論－演習－実践－統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基にした看護実践活動と将来さらに看護の専門性を追究していくとともに、保健医療福祉の担い手として他のチームメンバーと協力しながら変革していくことができるリーダーとしての看護専門職者の教育に取り組むことをめざしている。

教育実践に当たっては、学生の持っている特性を伸ばし、ユニーク性と心身とともに調和よく発展させ、思考力と判断力を高め、慈愛的・倫理的価値観を形成できるよう教育支援を行う。

さらに、社会のニーズに応えるために、教育・研究・実践を通して看護学の発展に寄与できる人材の育成をする。

(2) 理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、次の通りである。

- ① 豊かな人間性に基つき全人的なかかわりを持てる姿勢を身につける。
- ② 論理性、クリティカルシンキングを基礎に、理学療法の学問研究および医療現場に必要な知識と技能の習得を目指して、新しいことへ意欲的に挑戦する姿勢を身につける。
- ③ 国際的視野を持つ姿勢を身につける。

理学療法学科の教育目標は、次の通りである。

- ① 人間性：深い人間理解に基づいた、人に寄り添える理学療法士の育成

豊かな教養を身につけ、高い倫理性を涵養し、自らの人間性を高揚させることにより人間を深く理解し、弱者に寄り添い共に生きる社会を実現できるような理学療法士の育成を目指す。

- ② 専門性：責任ある専門家として他職種と連携できる理学療法士の育成

高度なチーム医療の中で、責任をもって理学療法士としての専門性を発揮しながら、他の職種と連携できる、さらにはリーダーシップを発揮できる理学療法士の育成を目指す。

- ③ 国際性：国際社会に貢献できる理学療法士の育成

理学療法を通して、地域社会のみならず国・人種などを越えた人類の健康に自主的かつ

創造的に貢献できる、国際性をもった理学療法士の育成を目指す。

④ 社会性：変化する社会と進歩する科学に対応できる理学療法士の育成

眼前の現象だけに惑わされることなく基本を重視しつつも、常に向上心と探究心を持ち、変化する社会と進歩する科学に柔軟に対応できる理学療法士の育成を目指す。

⑤ 総合性：多様で広範な理学療法ニーズに対応できる理学療法士の育成

基礎分野の教育に力を入れ、急性期から生活維持期まで、新生児から高齢者まで、また運動器系分野・神経系分野・内部障害系分野といった多様で広範な理学療法ニーズに対応できるジェネラリストとしての基盤を固め、その上でさらに自らの得意分野を伸ばしてスペシャリストを目指せるような理学療法士の育成を目指す。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

戦後 77 年の間に、わが国は、高度経済成長、石油ショック、バブル経済の崩壊、アメリカ発の経済危機といったさまざまな社会経済情勢の変動を経験した。また、少子高齢化社会が急速に且つ確実に進行することが今後も予想される中、わが国の社会状況について多くの課題が存在している。

特に社会保障の分野では、介護、福祉、少子化対策、医療、雇用等の課題が山積しており、改めてこれらの課題の在り方を考える重要な時期を迎えている。

私たちが設立した「日本保健医療大学」は、このような社会情勢の下に今後将来を担う、医療分野の専門職、技術者、研究者、教育者の育成を目指している。保健医療分野において次の 3 つの目標を掲げ、埼玉県幸手市において平成 22(2010)年 4 月に開学した。

下記の目標を掲げ、これからの社会保障の課題の一端を担い、保健、医療の分野を中心に役割を果たしていくものである。

- (1) 超高齢社会における国民福祉および保健医療の充実に寄与する。
- (2) 特に看護学、リハビリテーション、医療心理学、医学分野等の充実に寄与する。
- (3) チーム医療のための保健医療専門職の養成と資質の向上に寄与する。

日本保健医療大学は、公私協力型として地域の健康づくり施策との関わりを持ちながら、地域ならびに社会の発展に貢献していく。本学の主たる沿革は表Ⅱ-1-1 のとおりである。

表Ⅱ-1-1 本学の沿革

年月	事項
平成 21(2009)年 10 月	日本保健医療大学 保健医療学部看護学科 設置認可
	学校法人共済学園 認可
平成 21(2009)年 11 月	学校法人共済学園を設立
平成 22(2010)年 4 月	日本保健医療大学を開学 保健医療学部 看護学科（入学定員 100 人）を 埼玉県幸手市幸手に開設
平成 26(2014)年 3 月	第 1 回学位授与式を挙行政
平成 27(2015)年 2 月	第 1 回看護白衣式を挙行政
平成 28(2016)年 1 月	法人名を「学校法人共済学院」に変更
平成 28(2016)年 3 月	大学機関別認証評価を受審 評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に 適合していると認定された。
平成 29(2017)年 4 月	保健医療学部 理学療法学科（入学定員 80 人）を 埼玉県幸手市平須賀に開設 看護学科所在地の正式名称を「幸手北キャンパス」とした。 理学療法学科所在地の正式名称を「幸手南キャンパス」とした。

2. 本学の現況

- 大学名

日本保健医療大学

- 所在地

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手 1961-2 (幸手北キャンパス)

〒340-0145 埼玉県幸手市平須賀 2-555 (幸手南キャンパス)

- 学部構成

保健医療学部

看護学科 (幸手北キャンパス)

理学療法学科 (幸手南キャンパス)

- 学生数、教員数、職員数

表Ⅱ-2-1 学生数 (令和4(2021)年5月1日現在)

(単位:人)

学科	入学定員	収容定員	現員数				
			1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	計
看護学科	100	400	81	65	99	109	354
理学療法学科	80	320	38	51	59	53	201
計	180	720	119	116	158	162	555

表Ⅱ-2-2 教員数 (令和4(2022)年5月1日現在) (単位:人)

職位	男性	女性	計
教授	7	9	16
准教授	3	3	6
講師	4	5	9
助教	4	6	10
助手	4	3	7
計	22	26	48

表Ⅱ-2-3 職員数 (令和2(2020)年5月1日現在)

(単位:人)

専任	非常勤	合計
24	7	31

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を概ね満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本法人の目的は、寄附行為 3 条【資料 1-1-1】において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする。」と規定しており、具体的に明文化している。

使命・目的等については、学則 1 条 1 項【資料 1-1-2】に「高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会及び高度な人類文化の形成に貢献することを目的とする。」と規定しており、具体的に明文化していると言える。

教育目的は、学則 1 条 2 項【資料 1-1-2】に「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする。」と規定し、具体的に明文化していると評価できる。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的について、上述のとおり、寄附行為 3 条及び学則 1 条【資料 1-1-1】において具体的に明文化しており、簡潔な表現となっている。

1-1-③ 個性・特色の明示

今日の保健医療福祉の現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフと、ソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者が、互いに連携・補完し合い、患者さんのケアにあたることが求められている。このため、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

本学では、このような社会の状況に鑑み、学則 1 条 1 項【資料 1-1-2】において、保健医療福祉分野の充実を図るため人間性の高揚と、共済主義精神（共存共栄の精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひ

いては人類の福祉と活力ある、より高度な社会及び高度な人類文化の形成に貢献することを目的とする旨、規定している。

1-1-④ 変化への対応

看護師と理学療法士は、今後も需要の増大が予測される医療専門職である【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。従来の病院や診療所だけでなく、今後は介護老人保健施設などの介護保健関連施設における需要も増え、より質の高い人材が求められることが予測される。さらに、新型コロナウイルスが世界的に流行してからは、医療従事者の必要性が再認識され、人材確保の動きがこれまで以上に活発なものとなっている【資料 1-1-6】。

本学の使命・目的及び教育目的はこのような社会情勢に即したものとなっており、早急な見直しは要しないものの、見直しに関する議論が学内で行われていないのが現状である。より高度な保健医療福祉の専門職を育成すべく、本学の使命・目的及び教育目的について見直しの機会を設けていく。

なお、本学の使命・目的及び教育目的については、掲載する媒体が異なっている場合でも表現を統一しており、その趣旨に誤解が生じないように配慮している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、これまで以上に具体性と明確性に留意し、より高度な保健医療福祉の専門職を育成すべく、適宜、見直しを行っていく。前述の通り、これまでに学内で使命・目的及び教育目的について見直しを行う機会がなかったため、早急にこの状況を改善する必要があると考えている。

本学の使命・目的及び教育目的について、内容が変更された場合には、大学内の掲示物、大学説明資料（パンフレット等）、学生募集要項等の印刷物、本学ホームページ等で周知を行う。入学式、学位授与式、オープンキャンパス、公開講座等、あらゆる機会を通じて、その意味及び内容を分かりやすく伝達していく。また、その変更内容を三つのポリシーに反映し、周知活動を徹底する。

【資料 1-1-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料 1-1-2】 日本保健医療大学学則

【資料 1-1-3】 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ（令和元年 11 月 15 日）

【資料 1-1-4】 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）（令和元年 11 月 15 日）

【資料 1-1-5】 医療従事者の需給に関する検討会 第 3 回理学療法士・作業療法士需給分科会 資料 1 理学療法士・作業療法士の需給推計について

【資料 1-1-6】 新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて（事務連絡、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、令和 2 年 5 月 8 日）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、大学設置認可申請書に記載したものである。大学設置認可申請書の作成にあたっては大学設置準備会の会長、副会長、各委員が中心となり設置構想をまとめており、その構想のもとに大学の使命・目的や教育目的も作成された。申請書の原案は、大学設置認可申請前に準備会会議に諮られ、会長以下全委員の理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。

開学後は、日本保健医療大学基本方針【資料 1-2-1】として、教職員に配布され、新任者への説明の機会も設けられている。全教職員が大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努め、各教職員から支持を受けているものである。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、学則【資料 1-2-2】、学生便覧【資料 1-2-3】、大学案内【資料 1-2-4】、本学ホームページ【資料 1-2-5】などに明示されている。教職員だけでなく、学生、保護者、入学希望者、その他のステークホルダーにも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、入学時のオリエンテーションをはじめ、あらゆる機会を通じてその周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学校法人共済学院第 1 期中期経営計画（2020-2024）【資料 1-2-6】において「気品の泉源、智徳の模範を目指し「人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚と、共済主義、又は共済主義精神（共存共栄の精神）」を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な文化の実現に貢献します。」と明記しており、大学の使命・目的及び教育目的が本学の中長期的な計画に反映されていると評価できる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学の使命・目的及び教育目的は、下記の通り、本学が掲げる 3 つの方針に反映されていると評価できる。

(ア) ディプロマ・ポリシー

本学の使命・目的及び教育目的に基づいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、本学ホームページ【資料 1-2-7】、学生便覧【資料 1-2-3】等を通じて周知している。なお、本学の卒業要件については、学則第 28 条【資料 1-2-2】において規定している。

(イ) カリキュラム・ポリシー

本学の使命・目的及び教育目的に基づいて教育課程編成実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、大学ホームページ【資料 1-2-7】、学生便覧【資料 1-2-3】等を通じて周知している。

(ウ) アドミッション・ポリシー

本学の理念（使命・目的）及び教育目的に基づいて入学者受け入れの基本方針（アドミッション・ポリシー）を定め、本学ホームページ【資料 1-2-7】、学生便覧【資料 1-2-3】等を通じて周知している。なお、学生募集要項【資料 1-2-8】にも、本学が求める学生像を集約して明示している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、保健医療学部には看護学科と理学療法学科を設けている。事務局は教育研究組織の基盤として、両学科の教育研究活動を支えている（図 1-2-1 参照）。

【看護学科】

看護師、保健師等の養成を行っている。高度の専門性を持って幅広く活動できる医療専門職を育成する。敷衍すれば、人類の平和と高度な文化の実現に貢献することを目標とする、看護師等の医療人を養成する。これに必要な適切な人数の教員及び設備を確保して、看護学各専門分野に適した演習設備や研究環境を整えた教育研究活動を展開している。

【理学療法学科】

理学療法士の養成を行っている。同科では、特に基礎教育に重点を置いたカリキュラムを構成している。基礎科目、専門基礎科目、そして専門科目においても基礎・基本を重視した教育課程により、単なる専門家の育成ではなく、専門的知識を持った教養人の育成をめざしている。時代に沿った深い知識を養い、経験豊かな教員による現場主義の実習で、次世代の医療業界を担う人材を育成する。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的について、役員には理事会・評議員会等を通じて引き続き理解と支持が得られるよう、説明を行っていく。教職員には FD・SD 委員会主催の研修会等を通じて、一層の理解と支持が得られるよう努める。

入学式、各種オリエンテーション、授業（講義・演習・実習等）の中で、在学生に本学の使命・目的及び教育目的について周知徹底を図ることとしている。

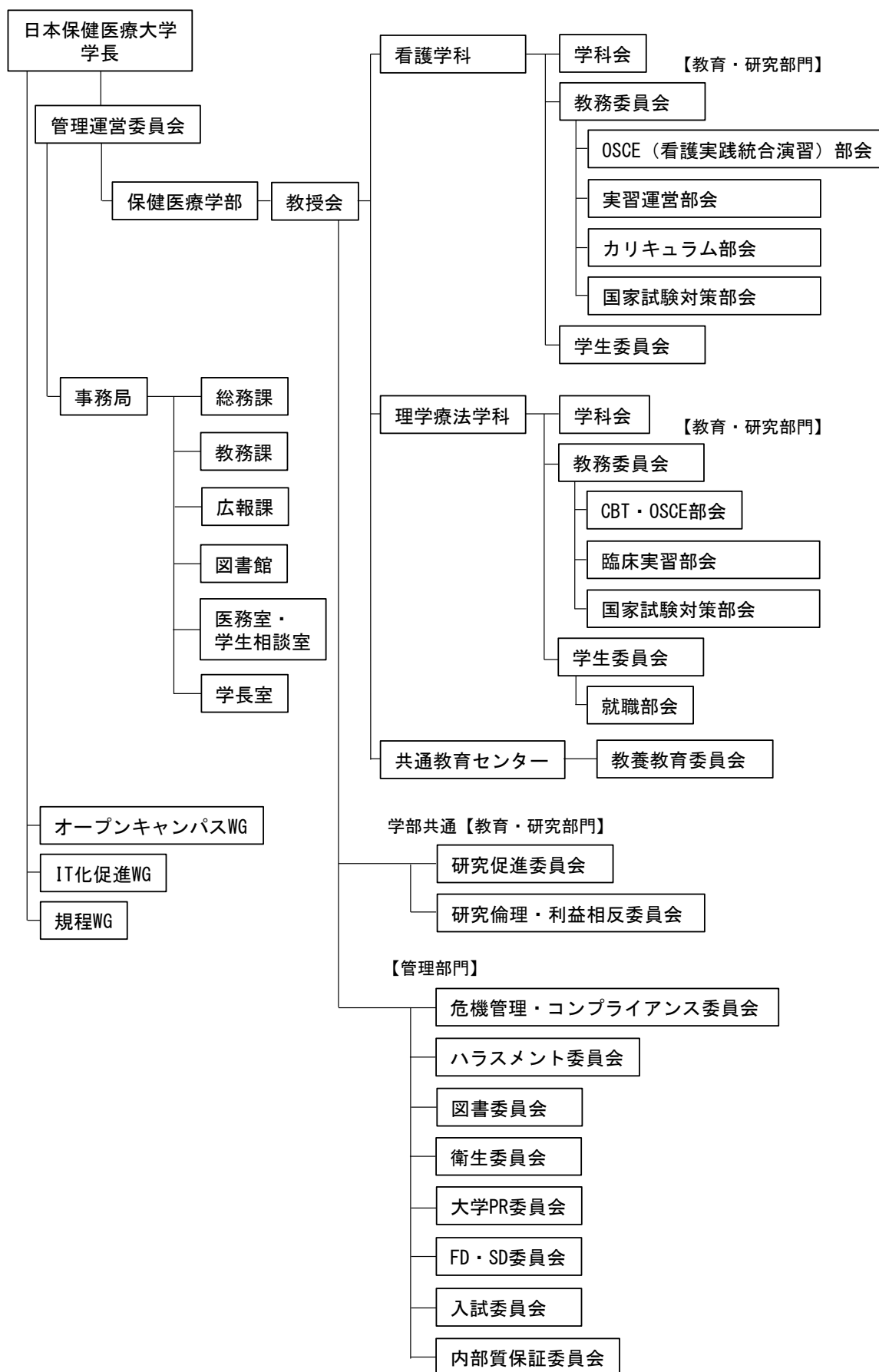


図 1-2-1 日本保健医療大学 組織図

本学ホームページ【資料 1-2-5】、学生募集要項【資料 1-2-8】、大学案内【資料 1-2-4】、オープンキャンパス等を通じて本学の情報を公開し、本学の使命・目的及び教育目的を学内外へ周知していく。

本学の使命・目的及び教育目的について変更があった場合には、適切な手続きに基づいて、中長期計画、三つのポリシーに反映する。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教員の年齢構成の偏りの是正を図り、教育研究の継続性を維持できる組織として、教員の質の向上に一層の努力を行う。また、本学の使命・目的及び教育目的を理解及び支持する優れた若手教員の確保にも努める。

【資料 1-2-1】 日本保健医療大学基本方針

【資料 1-2-2】 日本保健医療大学学則

【資料 1-2-3】 2022 年度学生便覧

【資料 1-2-4】 大学案内 2023

【資料 1-2-5】 大学ホームページ（本学の目標）

【資料 1-2-6】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）

【資料 1-2-7】 大学ホームページ（3 つのポリシー）

【資料 1-2-8】 2023 年度学生募集要項

[基準1の自己評価]

本学の使命・目的及び教育目的は大学設置準備会での議論を通じて策定されており、大学設置準備会の会長、副会長、各委員を中心にとりまとめられたものである。これらは、教育の理念とともに、入学式、卒業式、オープンキャンパス等において、学長等から発信されている。本学の案内や学生便覧、本学ホームページ等にも掲載されている。一方で、本学の使命・目的及び教育目的についてこれまでに見直しを行っていないところであるから、見直しの機会を設けていく必要がある。

本学の使命・目的及び教育目的は学則等において明文化されており、役員、教職員をはじめとして、学外への周知も図られていると評価することができる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を概ね満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする」に基づき、アドミッション・ポリシーを次のように定めている。

【看護学科】

- ① 日本保健医療大学の基本理念を十分に理解し、専門職業人として、「慈愛、正義、礼節、知識、誠実を身につけ、社会人としての責任態勢の確立に努力し」、また、「中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会」の実現に貢献したいと考える人
- ② これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化、及び国際化に対応するための努力を継続できる人
- ③ 幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため、気品の泉源、智徳の模範たるべく、積極的に自らを磨いていける人
- ④ あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとれる人
- ⑤ 医療人としての使命のため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人
- ⑥ 学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツのいずれかの分野で優れた活動実績を有し、さらに日本保健医療大学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人
- ⑦ 今日迄周囲の人々に教え育てられた事に報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人
- ⑧ 当大学は学問と健康な体作りを第一とするため、原則としてアルバイトを禁止している。但し、2 年次以降は学業成績良好であり目的がある場合は大学に申請の上、家庭教師等の職種によって短時間認めることがある。学費等を必要とする場合は奨学金を活用することを推奨する。（毎日、勉強が必要なため、海外の最高レベルの諸大学は皆同様な方針を採用している）

【理学療法学科】

- ① 本学の基本理念を十分に理解し、専門職業人として、「慈愛、正義、礼節、知識、誠実を身につけ、社会人としての責任態勢の確立に努力し」、また、「中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会」の実現に貢献したいと考える人
- ② これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化、及び国際化に対応するための努力を継続できる人
- ③ 幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため、気品の泉源、智徳の模範たるべく、積極的に自らを磨いていける人
- ④ あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとれる人
- ⑤ 医療人としての使命のため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人
- ⑥ 学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツのいずれかの分野で優れた活動実績を有し、さらに本学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人
- ⑦ 今日迄周囲の人々に教え育てられた事に報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人

このアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ上で公開【資料 2-1-1】しているほか、学生募集要項【資料 2-1-2】にも掲載し、高校生、保護者、高校教諭（進路指導担当）に周知を行っている。

そのほか、オープンキャンパスや進路説明会等においても教育理念・目標と併せて説明を行っており、アドミッション・ポリシーの周知に努めていると言える。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、表 2-1-1 に示す区分で入学者選抜試験を実施している。入試区分を多様化し、受験機会を増加させることによって、アドミッション・ポリシーに沿った多様で高い資質を持った学生を確保するよう努めている（表 2-1-2、表 2-1-3、表 2-1-4 参照）。

合否判定については、学則 8 条 5 項【資料 2-1-3】に基づき、教授会で審議の上、決定している。教授会においては、各教員から意見を述べる機会が担保されている。合格発表については、合否結果を本人宛に郵送するとともに、本学のホームページにおいて受験者本人が結果を照会できるようにしている。この合否判定については、平成 28(2016)年度に受審した認証評価の際に改善を要する点として指摘を受けた点ではあるが【資料 2-1-4】、自己点検・評価委員会（現在は、認証評価制度の趣旨に鑑み、「内部質保証委員会」として）での議論に基づいて運用を改善したものである。

上記の取組みから、本学は入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用し、その検証を行っている」と評価できる。

表 2-1-1 令和 4(2022)年度入学者選抜試験区分

総合型選抜	高大接続型
	課題解決型
	自己推薦型
	社会人特別
	帰国生徒特別
	留学生特別
学校推薦型	公募制
	指定校
一般選抜	1科目選択型
	大学入学共通テスト利用型

表 2-1-2 令和 4(2022)年度入学者選抜試験（総合型選抜）実施状況

試験日	入試区分
令和 4(2022)年 9 月 19 日(日)	高大接続型
令和 4(2022)年 10 月 10 日(日)	高大接続型
令和 4(2022)年 11 月 7 日(日)	自己推薦型、社会人特別、帰国生徒特別、留学生特別
令和 4(2022)年 11 月 21 日(日)	自己推薦型、社会人特別、帰国生徒特別、留学生特別
令和 4(2022)年 12 月 12 日(日)	自己推薦型、社会人特別、帰国生徒特別、留学生特別
令和 5(2023)年 1 月 10 日(月・祝)	自己推薦型、社会人特別、帰国生徒特別、留学生特別
令和 5(2023)年 2 月 20 日(日)	課題解決型
令和 5(2023)年 3 月 21 日(月・祝)	課題解決型

表 2-1-3 令和 4(2022)年度入学者選抜試験（学校推薦型）実施状況

試験日	入試区分
令和 4(2022)年 11 月 7 日(日)	公募制、指定校
令和 4(2022)年 11 月 21 日(日)	公募制、指定校
令和 4(2022)年 12 月 12 日(日)	公募制、指定校
令和 5(2023)年 1 月 10 日(月・祝)	公募制、指定校

表 2-1-4 令和 4(2022)年度入学者選抜試験（一般選抜）実施状況

試験日	入試区分
令和 5(2023)年 1 月 23 日(日)	1科目選択型
令和 5(2023)年 2 月 5 日(土)	1科目選択型
令和 5(2023)年 2 月 6 日(日)	1科目選択型
令和 5(2023)年 2 月 20 日(日)	1科目選択型
令和 5(2023)年 3 月 6 日(日)	1科目選択型
令和 5(2023)年 3 月 21 日(月・祝)	1科目選択型
独自試験実施せず	大学入学共通テスト利用型

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和4(2022)年度各入試区分別、各学科における募集人員及び入学者数は、表2-1-5、表2-1-6のとおりである【資料2-1-5】。看護学科、理学療法学科ともに、複数の入試区分から入学者を確保できていることが分かる。直近5年間の入学者選抜状況は、表2-1-7、表2-1-8に示す通りである【資料2-1-5】【資料2-1-6】。看護学科においては、令和3年(2021)度から入学者数が定員を下回っている。理学療法学科では、令和2(2020)年度の入学生については定員をほぼ充足したものの、それ以外の年度については入学定員を下回っている状況が続いている。特に令和4(2022)年度は入学定員比率が0.48となっていることから、教育を行う環境の確保のため入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているとは言えず、今後、本学の入試広報関係により一層、力を入れていく必要があると考えている。

表2-1-5 令和4(2022)年度入試区分別入学者数【看護学科】

入試区分		志願者数	入学者数
総合型選抜	高大接続型	23	15
	課題解決型	20	12
	自己推薦型	0	0
	社会人特別	1	1
	帰国生徒特別	0	0
	留学生特別	0	0
学校推薦型	公募制	5	5
	指定校	36	36
一般選抜	1科目選択型	80	10
	大学入学共通テスト利用型	28	2
合計		193	81

表2-1-6 令和4(2022)年度入試区分別入学者数【理学療法学科】

入試区分		志願者数	入学者数
総合型選抜	高大接続型	7	6
	課題解決型	3	2
	自己推薦型	0	0
	社会人特別	0	0
	帰国生徒特別	0	0
	留学生特別	0	0
学校推薦型	公募制	2	1
	指定校	23	23
一般選抜	1科目選択型	30	3
	大学入学共通テスト利用型	23	3
合計		88	38

表 2-1-7 直近 5 年間の入学者選抜状況【看護学科】

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
入学定員	100	100	100	100	100
志願者数	253	228	306	172	183
入学者数	114	107	103	73	81
入学定員比率	1.14	1.07	1.03	0.73	0.81

表 2-1-8 直近 5 年間の入学者選抜状況【理学療法学科】

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
入学定員	80	80	80	80	80
志願者数	109	119	152	122	88
入学者数	54	46	78	58	38
入学定員比率	0.66	0.58	0.98	0.73	0.48

表 2-1-9 収容定員充足状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）【資料 2-1-26】

	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
看護学科	400	354	0.89
理学療法学科	320	201	0.63
合計	720	555	0.77

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、本学ホームページ、学生募集要項等においてアドミッション・ポリシーを明示していく。進路説明会やオープンキャンパス等の機会においても、アドミッション・ポリシーの周知に努める。

入試制度の改定に伴い、学内の入試委員会及び入試・広報担当における議論に基づいて、本学の入試制度の改善を進めている。具体的には、試験名称の変更に伴い、入試区分について更新を行ったところである【資料 2-1-2】。今後も入試区分や募集定員等について継続的な検討を行い、改善を行う。

現状、看護学科の収容定員充足率は 0.89 で 1 を下回る状況となっている。理学療法学科の収容定員充足率は 0.63 で、0.7 未満となっている（表 2-1-9【資料 2-1-7】参照）。今後の学生確保のため、令和 3(2021)年度より新設した広報課を中心に様々な改善を行っていく必要があると認識している。本学での学びが学生にとってより魅力的なものになるよう、第 1 期中期経営計画（2020-2024）【資料 2-1-8】において「教学 IR 体制の確立」を明示している。この計画を具現化する為、令和 4(2022)年度から学長室を設置している。学生からのフィードバックを教育及び学習環境の改善に生かすことによって、大学の質保証に繋げていかなければならない。このような取組みが、本学への入学志願者数を増大させ、収容定員充足率の安定にも繋がると考えている。

入試問題の作成については、外部の企業に委託している部分がある。この入試問題が本学の入学者選抜試験として妥当であるかどうかについては、事務局入試部署において検証が行われてきたが、入試問題として適格性をこれまで以上に慎重に判断するため、今年度から入試委員会において議論を行っていく。

【資料 2-1-1】 大学ホームページ（3つのポリシー）（再掲）

【資料 2-1-2】 2022 年度学生募集要項（再掲）

【資料 2-1-3】 日本保健医療大学学則（再掲）

【資料 2-1-4】 日本保健医療大学平成 28 年度大学機関別認証評価評価報告書（平成 29 年 3 月）公益財団法人日本高等教育評価機構

【資料 2-1-5】 令和 3 年度(2021 年度)事業報告書 学校法人共済学院

【資料 2-1-6】 令和 2 年度(2020 年度)事業報告書 学校法人共済学院

【資料 2-1-7】 令和 4 年度学校基本調査

【資料 2-1-8】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）（再掲）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援について、各種委員会での議論に基づいて下記の様々な取組みを行っている。委員会は教員と職員で構成されており、教職協働による体制を構築している【資料 2-2-1】。

(ア) 授業計画（講義要綱・シラバス）

講義要綱・シラバスについては、教務委員会を中心に掲載内容の見直しを継続的に行っている。令和 4(2022)年度の講義要綱・シラバスでは、各科目に「授業の目的と目標、授業の到達目標、特に関連する科目、授業の具体的な進め方、授業計画、成績評価方法・基準、授業外における学習（予習・復習）、教科書・参考文献等、連絡先・オフィスアワー」を掲載している【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】。「授業計画」については、学生が自己学習しやすいように、授業概要が理解できる説明を記述するよう配慮している。

(イ) オリエンテーション

大学生活への円滑な移行を支援するため、入学式後 3 日間、新入生オリエンテーションを実施している。学生生活全般、図書館、情報処理室などの学習支援施設、大学の授業の仕組み、履修登録など学修に関わる基本事項、健康管理（健康診断、予防接種等）、生活安全などに関わる事項など、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。また、担任教員と学生グループとのミーティングを実施し、担任教員が学修上および生活上の相談窓口となることを説明している【資料 2-2-3】。

在学生に対しても、各年度開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録や学生生活の在り方等について説明を行っている。新入生オリエンテーションと同様に、担任教員とのミーティングも実施している。

オリエンテーションの機会を活用し、教務委員会実習運営部会の構成員から臨地実習について説明を行っている。初回のオリエンテーションの後も臨地実習共通要項【資料 2-2-4】を使用し、実習について学生に詳細な説明を行っている。

(ウ) 担任教員による学修支援

担任教員は、学生の相談窓口となることに加え、以下の学修支援も行っている。

- 授業科目の履修登録に関する相談、助言
- 履修状況に関する指導、助言
- 資格取得に関する指導、助言

- 進路、就職に関する相談
- 休学、復学、退学の相談
- その他学修に関すること

(エ) アドバイザリー制度

理学療法学科開設当初より運用していたアドバイザリー制度を、令和 3(2021)年度から看護学科にも導入した【資料 2-2-5】。担任は同一学年の学生に指導、助言を行うのに対して、アドバイザーは各学年から数人ずつの学生を受け持ち、学年横断的に指導にあたっている。

(オ) 学生の学力向上への支援

学生の学習への動機づけ、基礎知識の向上、学生間の連帯感、仲間づくり、コミュニケーション能力の向上を目的とした導入教育として「基礎ゼミ」を1年次の必修科目としている【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】。また、定期試験等で成績不良と判断された学生に対しては、補習（補充）授業を行うこととしている。

令和 4(2022)年度より、これまで以上にリメディアル教育に注力することとしており、教養教育委員会を中心に具体的な方策を検討している【資料 2-2-6】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(ア) 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮として、担任教員及びアドバイザーを担当する教員が心身に障がいをもつ学生に対する修学上の支援を行っている。

(イ) オフィスアワー制度

学生からの授業等に関する質問や勉強の方法、就職や将来の進路について個人的な相談を受けるために、教員が研究室で待機する時間（オフィスアワー）を設けている。各教員のオフィスアワーは、前述のとおり講義要綱・シラバス【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】に記載しており、学生に周知徹底している。

教員が実習指導等で大学不在の期間については、講義要綱・シラバスに記載したオフィスアワー以外の日時にも対応している。

(ウ) 教員の教育活動支援

本学には大学院が設置されていないため TA は配置していないが、適宜、非常勤助手等を雇用し、教員の教育活動支援に充てている。

(エ) 休学者、退学者への指導

休学又は退学を検討している学生に対しては、届出が提出される前に、担任教員又は学科長が個別面談（学生の保護者同伴）を行い、状況の確認を行っている。

留年生に対しても、担任教員又は学科長が個別面談を行い、修学上の助言を行う等、指導を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も教職協働の体制を維持し、教務委員会とそれに連なる部会での議論に基づいて学生の学修支援拡充を行っていく予定である。

講義要綱・シラバスをより一層充実させていく等、必要に応じて改善、向上を図る。

【資料 2-2-1】 2022 年度日本保健医療大学学務分掌

【資料 2-2-2】 2022 年度看護学科シラバス一覧

【資料 2-2-3】 2022 年度理学療法学科シラバス一覧

【資料 2-2-4】 2022 年度臨地実習共通要項

【資料 2-2-5】 2022 年度アドバイザー制度担当学生一覧

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生のほとんどは、看護師、保健師、理学療法士として医療施設等に就職することを希望している。本学では、1年次から4年次まで教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

看護学科の授業は看護師、保健師の資格を取得することに直結しており、理学療法学科の授業は理学療法士の資格取得に必須のものである。特に各学年で実施している実習は、実習施設の職員から直接指導を受けるものであって、医療従事者としての職業的自立に深く関わるものである。学年ごとの実習科目と実習施設は表 2-3-1【資料 2-3-1】、表 2-3-2【資料 2-3-1】に示すとおりである。

両キャンパスに設置されている就職支援室には、全国の医療施設等から送付された職員募集、インターンシップ募集の案内を掲示しており、学生への周知を図っている。同室には学生用のノートパソコンを設置しており、求人情報等を検索できるようにしている。

学生のキャリア支援として、学生委員会の議論に基づいて、外部講師を招いて就職セミナー等を定期的実施している。令和 3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から対面式の講習会等は避けることとし、マイナビ講座、卒業生の就職活動体験談を配信した【資料 2-3-2】。

さらに、各学年の担任教員が学生からの相談に応じており、上述の学修支援に関する事項のほか、就職・進学に対する相談にも対応している。

表 2-3-1 令和 4 年度実習の概要【看護学科】（新カリキュラム対応）

科目の名称	配当年次	時間数	単位
基礎看護学実習 I	1 後	45	1 (必修)
基礎看護学実習 II	2 前	90	2 (必修)
地域・在宅看護論実習	3 後	90	2 (必修)
成人看護学実習	3 後	180	4 (必修)
老年看護学実習	3 後	135	3 (必修)
小児看護学実習	3 後	90	2 (必修)
母性看護学実習	3 後	90	2 (必修)
精神看護学実習	3 後	90	2 (必修)
公衆衛生看護学実習	4 前	225	5 (選択)
看護統合実習 I	1 後	45	1 (必修)
看護統合実習 II	2 後	45	1 (必修)
看護統合実習 III	3 後	45	1 (必修)
看護統合実習 IV	4 前	90	2 (必修)

表 2-3-2 令和4年度実習の概要【理学療法学科】(新カリキュラム対応)

科目の名称	配当年次	時間数	単位
解剖学実習	2 前	45	1 (必修)
生理学実習	2 後	45	1 (必修)
運動学実習	2 前	45	1 (必修)
検査・測定実習	2 後	80	2 (必修)
評価実習	3 後	160	4 (必修)
総合臨床実習 I	4 前	280	7 (必修)
地域理学療法実習	4 前	40	1 (必修)
総合臨床実習 II	4 前	240	6 (必修)

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

看護学科の学生が看護師の資格を取得できるかどうかは、卒業後のキャリアに大きな影響を及ぼすものである。第 111 回看護師国家試験 (令和 4 年 2 月 10 日実施) における本学学生 (新卒) の合格率は 82.6% で【資料 2-3-4】、全国平均 (96.5%) より低い数値となっているので、看護師国家試験の合格率を 100% に近づけるよう改善を図る。これは第 1 期中長期経営計画にも明示しており【資料 2-3-3】、看護学科の教務委員会国家試験対策部会を中心に、全学的に取り組む課題としている。

理学療法学科は令和 2 (2020) 年度に完成年度を迎え、学生が理学療法士国家試験に臨み始めたところである。第 56 回理学療法士国家試験 (令和 3 年 2 月 21 日実施) の本学学生の合格率は 75% となった【資料 2-3-5】。第 57 回理学療法士国家試験 (令和 4 年 2 月 20 日実施) では新卒者の合格率が 62.1% となり【資料 2-3-6】、どちらも全体平均値よりも低い値となっている。国家試験対策部会を中心に受験生の学修支援を十分に行うことはもちろんのこと、試験結果に基づき、今後の国家試験対策について改善を重ねていく。

【資料 2-3-1】 日本保健医療大学学則 (再掲)

【資料 2-3-2】 令和 3 年度第 6 回学生委員会議事録

【資料 2-3-3】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画 (2020-2024) (再掲)

【資料 2-3-4】 111 回看護師国家試験の学校別合格者状況について

【資料 2-3-5】 第 56 回理学療法士国家試験の学校別合格者状況

【資料 2-3-6】 第 57 回理学療法士国家試験の学校別合格者状況

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を概ね満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 医務室・学生相談室

基準項目 2-2 に記載の「担任教員制度」、「オフィスアワー制度」及び「アドバイザリー制度」の整備に加えて、両キャンパスに「医務室・学生相談室」を設置し【資料 2-4-1】、相談員を配置している（図 2-4-1 参照）。学生の大学生生活全般に関する相談に対応している。

同室では学生の話聴き、必要があれば、校医と連携の上、外部の診療機関（心理療法室等）の受診を案内している。また、毎年 4 月に実施している健康診断の結果に基づいて学生に必要な支援方法を検討し、面談等を通じて学生に生活上の助言を行っている。医務室・学生相談室の運用にあたっては、専用ホームページ（図 2-4-2 参照）を開設し、開室時間等を案内している。

令和 3(2021)年度中に医務室・学生相談室に寄せられた相談件数は表 2-4-1 に示した通りである。また、令和 4(2022)年度からは、ティーベック株式会社と契約し、ハートケア相談窓口を運用している【資料 2-4-2】。

(イ) 奨学金制度

本学は、学費を必要とする学生は奨学金を受け、原則としてアルバイトをせずに勉強やクラブ活動に励むことを推奨している。受験案内の段階から奨学金制度について説明を行い、入学後も適切に手続きが行われるようサポートを行っている。令和 3(2021)年度における奨学金受給状況は表 2-4-2 に示す通りである。

(ウ) サークル活動の支援

本学は、学生のサークル活動を教育の一環として位置付けている。学生は自身の自由な選択と、自主的な判断により、サークル活動に参加している。この活動を通じて、人間関係やリーダーシップ等を学んでいくことができ、豊かな人間性を養うことができると考えている。大学はサークル活動に対して活動の機会と場所を提供している。学生のサークル活動が円滑に実施されるよう、大学への登録手続きを義務付け、教員の中から顧問を定め指導を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

担任制度、アドバイザリー制度、オフィスアワー制度、学生相談室の運用により、学生生活の安定のための支援が十分に行われていると言える。また奨学金の手続きサポートを充実させることにより、学生に対して経済的な支援を適切に行っていると評価できる。



図 2-4-1 医務室・学生相談室の写真（幸手北キャンパス）



図 2-4-2 医務室・学生相談室ホームページ

表 2-4-1 医務室・学生相談室に寄せられた相談件数（両学科合計）

年	令和 3 (2021) 年										令和 4 (2022) 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
心理 相談	0	1	0	1	1	0	1	0	3	0	2	0	
健康 相談	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 2-4-2 令和4年度奨学金受給状況（令和4年5月時点）

奨学金の種類		受給人数
日本学生 支援機構	給付型	42名
	第一種（無利子）	127名
	第二種（利子付）	66名

ただ、医務室・学生相談室には相談員を常駐することができていないため、改善が必要であると考えている。学生がより気軽に医務室・学生相談室を利用できるよう、これまで以上に周知活動を徹底すべきと考えている。

【資料 2-4-1】改善報告書（基準項目 2-7）

【資料 2-4-2】日本保健医療大学ハートケア相談窓口

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

看護学科（幸手北キャンパス）の校舎は3階建てとなっており、講義室、看護演習室、研究室のほか理事長室、学長室、研究室、医務室・学生相談室、事務室等が整備されている。講義室は、大講義室4室、中講義室2室、小講義室2室が設置されている。体育館は、体育の授業、サークル活動、看護白衣式等に利用されている（表2-5-1参照）。

理学療法学科（幸手南キャンパス）の校舎は5階建部分と4階建て部分からなり、講義室、実習室、研究室のほか、理事長室、学長室、研究室、医務室・学生相談室、事務室等が整備されている。講義室は、大講義室3室、中講義室4室、小講義室4室、ゼミ室8室が設置されている。体育館では、幸手北キャンパスと同様に、体育の授業や学生のサークル活動、学校行事等が行われている（表2-5-2参照）。

両キャンパスの設備管理業務、清掃管理業務は外部業者に委託の上、定期的に点検及び清掃を実施している。具体的な業務の内容は表2-5-3に示すとおりである。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【看護学科（幸手北キャンパス）】

幸手北キャンパスには、演習室が4室（基礎看護演習室、成人・老年看護学演習室、母性・小児看護学演習室、在宅・地域・精神看護学演習室）整備されている。演習準備室2室、教授、准教授、講師及び助教の研究室29室、小会議・研究室5室、非常勤講師控室1室も整備されている。

図書館の面積は372.9m²であり、閲覧座席数は81席（図書館学習室を含む）が用意されている。書架部分は23,000冊が収納可能で、十分な蔵書が確保できる構造となっている。月曜日から土曜日の9:00から20:00、日曜日及び大学の休業期間（春期、夏期、冬期及び臨時休業）9:00から17:00までの時間は自由に利用できる。なお、図書館で管理されている資料は表2-5-4のとおりである。

情報処理室には44台のパソコンが整備されており、情報処理等の授業が行われている。授業のない時間帯には、学生が自習やレポート作成等に利用することが可能である。月曜日から金曜日の9:00から20:00まで開室している。

情報処理室のほか、学生が利用できるパソコンは図書館に19台（図書館学習室を含む）、就職支援室に2台設置されている。学内には無線LANが整備されており、パソコンやスマートフォンでメールの送受信や情報検索が可能である。

表 2-5-1 幸手北キャンパスの校地・校舎面積

校地	区分	専用	共用	計
	校地敷地	9,415 m ²	0 m ²	9,415 m ²
	運動場用地	10,614 m ²	0 m ²	10,614 m ²
	その他	280 m ²	0 m ²	280 m ²
	合計	20,309 m ²	0 m ²	20,309 m ²

校舎等	区分	専用	共用	計
	校舎	4,851 m ²	0 m ²	4,851 m ²
	図書館	373 m ²	0 m ²	373 m ²
	体育館・他	1,044 m ²	0 m ²	1,044 m ²
	合計	6,268 m ²	0 m ²	6,268 m ²

表 2-5-2 幸手南キャンパスの校地・校舎面積

校地	区分	専用	共用	計
	校地敷地	18,066 m ²	0 m ²	18,066 m ²
	運動場用地	30,932 m ²	0 m ²	30,932 m ²
	その他	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	合計	48,998 m ²	0 m ²	48,998 m ²

校舎等	区分	専用	共用	計
	校舎	8,530 m ²	0 m ²	8,530 m ²
	図書館	361 m ²	0 m ²	361 m ²
	体育館・他	2,696 m ²	0 m ²	2,696 m ²
	合計	11,587 m ²	0 m ²	11,587 m ²

表 2-5-3 設備管理業務、清掃管理業務の内容

業務区分	具体的内容
a. 設備管理業務	電気設備定期点検、電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）、 消防設備定期点検、貯水槽内部清掃、給湯設備定期点検、 飲料水水質検査、空調機保守・定期点検等
b. 清掃管理業務 日常清掃作業	校舎（教室、事務室等）及び大学敷地内の清掃、除草、排水溝清掃
c. 清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット・タイル・ガラス類清掃、汚水槽清掃、害虫予防駆除

【理学療法学科（幸手南キャンパス）】

幸手南キャンパスには、実習室が7室（基礎医学実習室、運動学実習室、運動解析実習室、運動療法実習室、日常生活活動実習室、物理療法実習室、水治療法実習室）設置されている。教授、准教授、講師及び助教の研究室13室（うち1室は共同研究室）、大会議室1室、小会議室2室、非常勤講師控室1室も整備されている。

メディアセンターの面積は409.5 m²であり、閲覧座席数は36席（センター学習室を含む）が用意されている。月曜日から土曜日の9:00から20:00、日曜日及び大学の休業期間（春期、夏期、冬期及び臨時休業）9:00から17:00までの時間は自由に利用できる。なお、メディアセンターで管理されている資料は次のとおりである。

幸手南キャンパスの情報処理室には48台のパソコンが整備されており、情報処理等の授業が行われている。授業のない時間帯には、学生が自習やレポート作成等に利用することが可能である。月曜日から金曜日の9:00から20:00まで開室している。

情報処理室のほか、学生が利用できるパソコンはメディアセンターに6台（センター学習室を含む）、就職支援室に2台設置されている。学内には無線LANが整備されており、パソコンやスマートフォン等でメールの送受信や情報検索が可能となっている。

表 2-5-4 図書館における資料の管理状況【看護学科（幸手北キャンパス）】

（令和4年5月1日時点）

図書	雑誌	視聴覚資料
24,323 冊 （内、外国図書 1,316 冊）	7,615 冊 （内、外国雑誌 867 冊） 電子ジャーナル：0 本	357 点

表 2-5-5 メディアセンターにおける資料の管理状況【理学療法学科（幸手南キャンパス）】

（令和4年5月1日時点）

図書	雑誌	視聴覚資料
10,310 冊 （内、外国図書 1,299 冊）	2530 冊 （内、外国雑誌 205 冊） 電子ジャーナル：1 本	192 点

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

両キャンパスの校舎の学生用入口には傾斜路（スロープ）を設置している。学内には車椅子対応のエレベーターが整備してあり、車椅子を利用する学生・来校者がいたとしても学内の全ての講義室、研究室、事務室へ移動することができる。

大学内には車椅子利用者向けに多目的トイレも整備しており、駐車場には、車椅子利用者専用の駐車スペースを設けている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【看護学科】

看護学科の入学定員は100名であり、授業は143名まで収容可能な大講義室で行われている。教育効果を考えて少人数での開講が望ましい科目については、クラスを分割して講義を行っている。例えば、1年次前期「基礎ゼミ」は、12グループ（1グループ6～7名程度）に分割して授業を行っている。同様に1年次「英語Ⅰ（読解力・表現力・文法）」、「英語Ⅱ（会話）」、「英語Ⅲ（応用）」、「情報科学」、「健康体育」、2年次「英語Ⅳ（医療英語）」は3から4グループにクラスを分けて講義が行われている。演習科目についても、必要に応じグループに分けて授業を行っている。実習科目については、1グループ5名程度に分割して、それぞれの実習先に赴いている。

新型コロナウイルス感染症対策の為、緊急事態宣言は発令されている期間、まん延防止等重点措置が実施されている期間及び感染者数が増加傾向である期間においては、複数の教室を利用する等して、一教室の人口密度が過度にならないよう対策を行っている。

【理学療法学科】

理学療法学科の入学定員は80名であり、授業は120名まで収容可能な大講義室で行われている。教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目については、看護学科と同様の取り組みを行っている。演習科目については、必要に応じグループに分けて授業を行っている。

実習科目については、一つの実習施設に対して1名の学生を割り当てることとしている。学生が1人でそれぞれの実習先を訪問し、臨床実習指導者の指導を受けながら、臨床参加型実習を通じ学習を行う。

看護学科と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講義中における所謂「三つの密」を回避する取り組みを行った。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

学内の通信環境をより安定化させるため、アクセスポイントの増設、Wi-Fiエリアの拡充を行っている。合わせて、学術情報ネットワーク(SINET: Science Information NETwork)への接続を開始し、今年度中に専用回線を設置し、これまで以上に安定した通信環境の構築を推進する。

多目的トイレには、オストメイト対応設備を設置することも検討しているところである。また、施設の老朽化に備え、適切な整備管理と清掃管理を行うこととしている。幸手北キャンパスの体育館については、耐震診断を実施し、令和3(2021)年度に必要な耐久工事を完了した。また、幸手北キャンパス外部鉄骨階段の撤去・新設工事も実施した。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各講義室にアルコール除菌スプレー、アルコール除菌シートを設置している。学生および教職員が手指や自身の使用した机、パソコン等を除菌できるようにしている。事務局の窓口には、アクリル板を設置する等の対応を行っている。学生の入校経路は一箇所限定し、サーモグラフィーを用いて入校時の学生の体温を確認できるようにしている。令和3(2021)年度には、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器を各教室に配備し、十分な換気が行われるよう対応を行っている【資料2-5-1】。今後の新型コロナウイルス感染拡大状況に注意を払い、学内において感染が拡大しないよう

十分な体制を整備していく。

新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が確認された場合や、学生本人に感染が確認された場合取るべき手続き【資料 2-5-2】についても周知している。

【資料 2-5-1】令和 3 年度(2021 年度)事業報告書

【資料 2-5-2】出校可否についてのフローチャート (2020 年 12 月 24 日制定)

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、定期的に「学生生活調査」を実施し、学生の状況・要望・意見を把握するよう努めている。学生委員会を中心に調査結果を分析し、対応を検討している。学修支援に関して、本学ではこれまでに以下の対応を行ってきた。

- 国家試験前の校内開館時間の延長
- 図書館（図書館学習室を含む）の開館時間延長・土日開館
- 国家試験対策の拡充
- 入学前準備教育の実施

令和 3(2021)年度から、学長室において学生から意見及び要望を募集する制度を運用しており、対応可能な案件については、随時、改善策を実行に移している【資料 2-6-1】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

前述の「学生生活調査」の結果に基づいて、学生生活に関する事項として、防犯カメラの設置、医務室・学生相談室の運用（2-4 に詳述）等を行ってきた。

本学では、学生の健康を害するおそれのある喫煙を禁止しており【資料 2-6-2】、喫煙の弊害に関する指導も行っている。

通学に関して、自転車を利用している学生に対しては、交通法規の遵守を徹底して指導している。自転車通学者の自転車には大学のシールを貼ることを義務付けており、本学の学生として地域の模範となるよう意識付けを行っている。薬害や SNS 犯罪に関する情報も周知し、学生が事件・事故に巻き込まれないよう取り組んでいる。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活調査の結果に基づいて、学修環境に関して、本学では無線 LAN アクセスポイントの設置、増設、図書館（図書館学習室を含む）内のノートパソコン増設、情報処理室の OA フロア化、印刷機の増設等を行ってきた。また、学長室に寄せられた意見に基づいて、施設・設備の改善に反映している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望は大学の質保証のために重要なものであるから、今後はインスティテューショナル・リサーチ（Institutional Research, IR）機能を持った部署として学長室を運用し、学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を進めていくこととしている【資料 2-6-3】。

【資料 2-6-1】学生の皆さんへ

【資料 2-6-2】2022 年度学生便覧（再掲）

【資料 2-6-3】日本保健医療大学事務局組織規程

[基準2の自己評価]

本学は教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページや学生募集要項等を通じて周知を行っている。このアドミッション・ポリシーに基づいて、教務課が中心となり、適切な体制のもと入学者選抜を行なっている。入試問題の作成は一部を外部に委託しているが、問題の難易度や適格性について学内で十分に検討した上で、試験に供してきた。令和4(2022)年度からは入試委員会において、より慎重な検討を行っている。

学生への学修支援については、学生委員会および教務委員会での議論を通じて、方針・計画を策定している。委員会は教員と事務局職員で構成されており、教職協働の体制が整備されていると言える。オフィスアワー制度や担任制度等が適切に運用されており、学修支援の充実が図られていると評価することができる。

オフィスアワー制度、担任制度及びアドバイザー制度はキャリア支援としても機能しており、学生が看護師・保健師・理学療法士になるという目標を後押ししていると言われている。その他にも、就職支援室を整備・運用するなど、学生のキャリア支援の体制が整備されていると言える。

奨学金制度の充実、サークル活動の支援、医務室・学生相談室の運用によって、学生の大学生活安定のための支援を行っていると言われている。学修環境については前述のとおり十分な整備を行い、「学生生活調査」の結果に基づいて学修支援体制の改善、学生生活の改善、施設・設備の改善に反映してきたと評価することができる。学生からの意見をくみ上げるシステムとして学長室の機能を活用しており、学生生活の改善に反映していると言える。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築き上げるために必要な人材を育成することを目的とする」という教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを次のように定めている。

【看護学科】

学部所定の期間在学し、大学の教育理念を身につけ、大学並びに学部の教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、卒業試験に合格することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、学部の方針に応じて、演習や実習等の科目が含まれる。

【理学療法学科】

以下の要件を満たした者に学位を授与する。

(1) 認知領域（知識・思考・判断）

- ① 保健医療専門職として相応しい知識と深い教養を身につけている。
- ② 外国語や他国の保健医療事情などの学習を通じ、他文化の理解と国際的な視野に立ち、保健医療について考察できる。
- ③ 多様な情報を適切に分析し、合理的な思考ができる。
- ④ 必要な問題解決方法を理解している。

(2) 精神運動領域（技術・行動・表現）

- ① 保健医療領域の諸課題を見出し、科学的考察による的確な判断と専門職として相応しい対応ができる。
- ② 確実な基本的技術を提供する能力と、漸次高度化する専門分野の先進技術を学ぶ姿勢を持っている。
- ③ 患者様、その家族、そして専門家集団の中で適切なコミュニケーション、さらには外国語による基本的な会話などを通して国際的なコミュニケーションが行える能力を身につけている。

(3) 情意領域（関心・意欲・態度）

- ① 生涯にわたり専門分野を探究し、発展に寄与する意欲を持っている。
- ② 理学療法士の使命・責任と守るべき義務を理解し、誇りを持った行動ができる。
- ③ 人と社会に深い関心を持ち、人権を尊重し、高い倫理観を維持できる。

上記のディプロマ・ポリシーは、本学ホームページで公表するとともに【資料 3-1-1】、学生・教職員等に配布する学生便覧【資料 3-1-2】に掲載し、周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定については、「授業科目履修の認定は、別に定める試験その他の方法によって行い、これに合格した者には、単位を与える。」（学則24条）と規定しており【資料3-1-3】、試験は定期試験、追試験、再試験、単位認定試験の4種類としている【資料3-1-4】。進級基準については履修規程第16条に規定し、別表に先修条件のある授業科目を明記している。

卒業認定基準は、学則28条において卒業要件として定めている【資料3-1-3】。各学科の卒業要件は表3-1-1、表3-1-2に示すとおりである。これらの情報は、学生便覧【資料3-1-4】に明示し、オリエンテーションなどの機会を通じて学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価基準、評価方法の詳細は、シラバスに明記しており、授業初回のガイダンスで学生に説明を行っている。このシラバスに記載された内容を参考とすることによって、当該科目を履修する学生は予習、復習に取り組みやすくなっている。

本学では、学生の成績評価に GPA 制度を導入している（履修規程 13 条）【資料 3-1-4】。学生の成績を数値化し、これを担任制度・アドバイザー制度と関連させることにより、学修成果を高めていくよう努めている。

入学前の既修得単位等の認定については、学則 25 条から 27 条【資料 3-1-3】において、60 単位を超えないものとする旨を定めている。

単位認定に当たっては、その学修内容、学修レベル、学修時間数を調査し、適切な単位認定を行っている。卒業の認定は、学則 28 条に基づき、教授会の議を経て学長が決定している【資料 3-1-2】。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用し、運用していくこととしている。授業科目の評価方法はシラバスに記載の内容に基づき、今後も適切に実施していく。

成績評価について、教員ごとにバラツキがでないよう配慮していく必要があると考えており、学生の履修行動データの収集・分析、科目ごとの成績分布データの収集・分析などを行っていく予定である。そのためにも、令和 3(2021)年度に設置した学長室の機能を活かし、情報収集と分析を行っていくこととしている【資料 3-1-5】。

表 3-1-2 看護学科の卒業要件（新カリキュラム対応）

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎系科目	外国語	5科目	5単位	必修 19 単位及び 選択科目から 4 単位以上
	人間と文化	22科目	27単位	
専門基礎系科目	健康と社会	25科目	27単位	必修 27 単位以上
看護学専門科目	看護学の基本	8科目	11単位	必修 73 単位及び 選択科目から 3 単位以上
	看護方法論	30科目	41単位	
	看護の実践	9科目	23単位	
	看護学の統合と演習	18科目	19単位	

表 3-1-3 理学療法学科の卒業要件（新カリキュラム対応対応）

区 分		科目数・単位数		卒業要件
基礎科目	表現と伝達	9科目	9単位	必修 5 単位以上
	健全な心身の基礎	4科目	6単位	必修 4 単位及び選択 1 単位以上
	生活と社会の仕組み	9科目	13単位	必修 4 単位及び選択 1 単位以上
	自然科学の基礎	7科目	9単位	必修 5 単位及び選択 1 単位以上
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	14科目	16単位	必修 16 単位
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	22科目	22単位	必修 20 単位以上
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5科目	5単位	必修 4 単位以上
専門科目	基礎理学療法学	8科目	10単位	必修 10 単位
	理学療法評価学	5科目	7単位	必修 7 単位
	理学療法治療学	20科目	26単位	必修 23 単位及び選択 1 単位以上
	地域理学療法学	2科目	4単位	必修 4 単位
	臨床実習	5科目	20単位	必修 20 単位

【資料 3-1-1】 大学ホームページ（3つのポリシー）（再掲）

【資料 3-1-2】 2022 年度学生便覧（再掲）

【資料 3-1-3】 日本保健医療大学学則（再掲）

【資料 3-1-4】 日本保健医療大学履修規程

【資料 3-1-5】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）（再掲）

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学校教育法施行規則の一部が改正（2017年4月1日施行）されたことに伴い、看護学科においては平成28(2016)年度にカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。理学療法学科においては平成29(2017)年度設置と共にカリキュラム・ポリシーを制定した。

これらは、学則1条に定める目的及び養成する人材等に基づき策定されたものであり、大学ホームページ【資料3-2-1】や学生便覧【資料3-2-2】に掲載し、周知を行っている。本学のカリキュラム・ポリシーは下記のとおりである。

【看護学科】

本看護学科の教育課程の編成にあたり、本学部の教育方針である幅広い視野と人格の陶冶、高度の専門的知識・技術を修得し、各種の実践能力のある人材の育成を目標にカリキュラムを作成している。

各種学科のカリキュラムの特徴は、学修を段階的に積み上げ、螺旋的に繰り返し、内容を充実していく学習となっている。例えば、看護学の専門分野である「看護学専門科目」と看護学を支える科目として、「専門基礎系科目」を設定し、さらに、看護専門職に不可欠な人間理解につながる能力と広い視野を持つ判断力、人間性を培う科目として「基礎系科目」を設定している。

また、カリキュラムの中心に人間を置き、人々の健康生活の支援に関する知識・技術（「個人→集団」、「健康→健康障害・終末期」）に向かうように段階的に組み、学習者自身の人間的成長にもあわせた編成となっている。

【理学療法学科】

本理学療法学科は、「人間性の高揚と、共存共栄の精神（共済主義精神）」を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献する」という建学の精神に基づいた

- ① 深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】
- ② 高い専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】
- ③ グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】
- ④ 地域社会のみならず国際社会に貢献できる人材の育成【社会性】

という教育目標に基づき、教育課程の編成方針を定める。

- ・教育課程は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目から構成される。
- ・基礎科目は学士力の基礎としての深い教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身につけるための広範な科目を開設する。
- ・ディプロマ・ポリシーを達成するよう、4年間を通して教育課程を体系的に配置する。
- ・臨床実習は全ての要素を総合的かつ統合的に涵養する機会として配置する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者の一貫性は確保されていると言える。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

シラバスにおいて「授業の目的等、授業の概要、到達目標等、授業の計画等、成績評価の方法、連絡先、オフィスアワー」、「教科書、参考文献等」、「授業外における学習（予習、復習）等」を掲載し、学生が自己学習しやすいように詳細を記述するようにしている。

シラバスは全授業科目について作成しており【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】、ウェブ上で管理を行っている。各教員にはシラバス作成の注意点を配布している【資料 3-2-5】。シラバスを電子化したことによって、学生にとっても、教職員にとっても、利便性が向上したと評価できる。

学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、年間に履修登録できる単位数の上限を定めている（CAP 制）【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】。

3-2-④ 教養教育の実施

学生が自律的な学修者として主体的に学ぶための基盤を身につけるため、基礎・教養教育として、語学、心理学、情報科学、法学等の講義を必修科目として設けている。特に「基礎ゼミ」では、大学での学習生活に興味と関心を深め、4年間の学習に必要なリテラシー（読む、書く、聞く、話す）や看護の学習の基盤となるクリティカルシンキング（批判的思考）や論理的思考、物事を探求する姿勢を身につけることとしている。さらに、社会人としてのもしくは将来、医療の現場で必要とされる態度についての基礎を学ぶことを目標として、授業回数 15 回の各単元にそれぞれテーマを定め、グループによる共同学習によりものの見方、考え方、に加え、調べる、まとめる、発表するの学習スキルについてセミナーを通して学習することとしている【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】。

教養教育体制について組織的・継続的に検討を行う部門として、共通教育センターと教養教育委員会（図 1-2-1 日本保健医療大学組織図を参照）を設置している【資料 3-2-8】。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教員が学生に対して一方的に講義を行うだけでなく、学生が積極的・能動的に学修を進められるよう、学生間のディスカッションや学生自身による発表の機会を設けた授業が実施されている【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】。

教授方法の改善を進めるために、FD・SD 委員会（図 1-2-1 参照）を設置し、協議を行っている。同委員会では、教授方法改善を目的として、研修会の企画及び運営を行っている。

令和3(2021)年度においては、「クラスルームを活用した授業方法の工夫」というテーマで研修会を開催した(12月27日開催)【資料3-2-9】。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

シラバスの記載内容、授業の内容について、年度毎に最適化されるよう、教務委員会を中心に教職協働で取り組んでいくこととしている。学生からの要望があれば、授業科目に選択肢を増やし、多様なカリキュラムを編成できるよう見直しを行っていく予定である。

共通教育センター及び教養教育委員会の運用を本格化したところであるから、リメディアル教育、教養教育の質の向上に繋げていけるよう施策を検討し、実行に移していく。

【資料3-2-1】大学ホームページ(3つのポリシー)(再掲)

【資料3-2-2】2022年度学生便覧(再掲)

【資料3-2-3】2022年度_看護学科シラバス(再掲)

【資料3-2-4】2022年度_理学療法学科シラバス(再掲)

【資料3-2-5】Webポータル・シラバス登録(教員向け)

【資料3-2-6】教育課程等の概要(保健医療学部看護学科)

【資料3-2-7】教育課程等の概要(保健医療学部理学療法学科)

【資料3-2-8】改善報告書(基準項目2-8)

【資料3-2-9】SD・FD研修会ポスター

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では基準1に示したとおり、使命・目的及び教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定めている。

看護学科のディプロマ・ポリシーは下記のとおりである（再掲）。

学部所定の期間在学し、大学の教育理念を身につけ、大学並びに学部の教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、卒業試験に合格することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、学部の方針に応じて、演習や実習等の科目が含まれる。

看護学科における卒業試験の合格は、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格に直結するものであり、両国家試験の受験結果は本学の学修成果として重要なものである。過去5年間における看護師国家試験の受験者数と合格者数を表3-3-1に、保健師国家試験の受験者数と合格者数を表3-3-2に示した。国家試験対策部会を中心に、これらの結果を分析した上で、模擬試験、補習、個別指導等の実施を計画し、各教職員が対応を行っている。

理学療法学科においても、理学療法士国家試験に合格することが学修成果として重要であり、学生の卒業後のキャリアにも重大な影響を及ぼす。理学療法士国家試験の受験者数と合格者数を表3-3-3に示した。看護学科と同様に、理学療法学科でも国家試験対策部会を中心に試験結果の分析と、今後の対策を検討している。表3-3-4に、令和3(2021)年度卒業生の就職状況を示した。元となるデータは、事務局総務課で実施した進路調査に依る。これらの結果を受けて、学生委員会では学生へのキャリア支援方法等を検討している。

上記のように、本学では国家試験の結果と卒業生の進路を精緻に調査することによって、学修成果の点検・評価を行っていると言える。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、各学期末に講義の授業評価アンケートを実施している【資料3-3-1】。当初は授業の評価のみを質問項目してきたが、見直しを重ね、学生自身による講義の出席状況、授業集中状況、事前学習、事後学習の自己評価を質問項目に加えることとした。

平成27(2015)年度からは、学生の自己評価質問を増やし、評価の質の向上を図った。この変更は「授業への取り組みの自己評価」、「授業内容・方法の評価」、「授業の全般的評価」の観点から見直しを行った結果である。教務委員会、FD・SD委員会が中心となって、授業評価アンケートの結果を分析し、各教員の授業内容の改善に寄与している。

表3-3-1 過去5年間に於ける看護師国家試験受験者数、合格者数、合格率

実施年度		平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
回		第 107 回	第 108 回	第 109 回	第 110 回	第 111 回
総 数	受験者数	130	122	103	128	146
	合格者数	98	91	68	89	104
	合格率	75.4 %	74.6 %	66.0 %	69.5 %	71.2 %
新 卒	受験者数	101	96	77	94	109
	合格者数	85	81	57	75	90
	合格率	84.2 %	84.4 %	74.0 %	79.8 %	82.6 %
既 卒	受験者数	29	26	26	34	37
	合格者数	13	10	11	14	14
	合格率	44.8 %	38.5 %	42.3 %	41.2 %	37.8

表3-3-2 過去5年間に於ける保健師国家試験受験者数、合格者数、合格率

実施年度		平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
回		第 104 回	第 105 回	第 106 回	第 107 回	第 108 回
総 数	受験者数	28	26	23	28	25
	合格者数	14	18	17	23	16
	合格率	50.0 %	69.2 %	73.9 %	82.1 %	64.0 %
新 卒	受験者数	23	22	16	24	22
	合格者数	13	18	16	20	14
	合格率	56.5 %	81.8 %	100.0 %	83.3 %	63.6 %
既 卒	受験者数	5	4	7	4	3
	合格者数	1	0	1	3	2
	合格率	20.0 %	0.0 %	14.3 %	75.0 %	66.7 %

表3-3-3 過去2年間に於ける理学療法士国家試験の受験者数、合格者数、合格率

実施年度		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
回		第56回	第57回
総数	受験者数	16	32
	合格者数	12	19
	合格率	75.0%	59.4%
新卒	受験者数	16	29
	合格者数	12	18
	合格率	75.0%	62.1%
既卒	受験者数	0	3
	合格者数	0	1
	合格率	-	33.3%

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

今後は、学生の意識調査、卒業時の満足度調査を実施していく予定である【資料3-3-1】。調査の際には、本学の定める多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価を行う。

教育目的の達成状況として、国家試験の結果を評価の指標として用いているが、各試験において全体平均を下回っているのが現状である。教務委員会、国家試験対策部会を中心に、教職協働で模擬試験、補講、個別指導等々を実施しているところであるが、国家試験の合格率向上のために、今後も学生への指導を充実させていく予定である(基準項目2-3参照)。この点については、第1期中期経営計画(2020-2024)【資料3-3-2】にも記載している事項であり、全学的に取り組んでいく課題であると認識している。理学療法士国家試験の結果についても注目し、結果を評価・分析の上、学生に十分な学修支援を行っていく予定である。

【資料3-3-1】授業評価アンケート

【資料3-3-2】学校法人共済学院第1期中期経営計画(2020-2024)(再掲)

【資料3-3-3】令和3年度(2021年度)事業報告書

表3-3-4 令和3年度卒業生（看護学科）の就職先【資料3-3-3】

病院名・施設名	所在地	人数	病院名・施設名	所在地	人数
愛和病院	埼玉	1	昭和大学江東豊洲病院	東京	1
上尾中央総合病院	埼玉	2	昭和大学病院	東京	1
彩の国東大宮メディカルセンター	埼玉	1	立川病院	東京	1
イムス富士見総合病院	埼玉	3	東京かつしか 赤十字母子医療センター	東京	1
イムス三芳総合病院	埼玉	1	東京北医療センター	東京	2
春日部市立医療センター	埼玉	1	東京女子医科大学病院	東京	1
春日部中央総合病院	埼玉	3	東京都健康長寿医療センター	東京	1
上福岡総合病院	埼玉	1	東京都済生会中央病院	東京	1
康生会病院	埼玉	1	東邦大学医療センター大森病院	東京	1
越谷市立病院	埼玉	2	日本医科大学附属病院	東京	4
済生会川口総合病院	埼玉	1	日本大学医学部附属板橋病院	東京	1
済生会栗橋病院	埼玉	3	日本大学病院	東京	1
埼玉医科大学総合医療センター	埼玉	1	水野記念病院	東京	1
埼玉協同病院	埼玉	1	海老名総合病院	神奈川	2
埼玉県立がんセンター	埼玉	1	横浜旭中央総合病院	神奈川	1
三愛会総合病院	埼玉	3	行徳総合病院	千葉	
新久喜総合病院	埼玉	3	千葉中央メディカルセンター	千葉	1
杉戸町役場	埼玉	1	千葉西総合病院	千葉	1
TMG あさか医療センター	埼玉	1	宇都宮記念病院	栃木	1
戸田中央総合病院	埼玉	1	済生会宇都宮病院	栃木	1
獨協医科大学埼玉医療センター	埼玉	1	佐野厚生病院	栃木	1
羽生総合病院	埼玉	3	獨協医科大学病院	栃木	4
東埼玉総合病院	埼玉	1	茨城西南医療センター病院	茨城	3
秀和総合病院	埼玉	1	牛久愛和総合病院	茨城	1
みさと健和病院	埼玉	1	水戸済生会総合病院	茨城	1
三郷中央総合病院	埼玉	1	太田記念病院	群馬	1
八潮市	埼玉	1	慶友整形外科病院	群馬	1
赤羽岩淵病院	東京	1	笛吹中央病院	山梨	1
板橋中央総合病院	東京	3	日本パプテスト病院	京都	1
河北総合病院	東京	1	株式会社ワキタ	大阪	1
国立がん研究センター中央病院	東京	2	函館病院	北海道	1
順天堂大学医学部附属 順天堂病院	東京	1			
順天堂大学医学部附属 練馬病院	東京	3	合計		84

表 3-3-5 令和3年度卒業生（理学療法学科）の就職先

病院名・施設名	所在地	人数	病院名・施設名	所在地	人数
介護老人保健施設ちとせ	埼玉	1	はた整形外科	千葉	1
春日部中央総合病院	埼玉	1	岬病院	千葉	1
霞ヶ関南病院	埼玉	1	うつのみや病院	栃木	1
ひだまりリハ&トレステーション	埼玉	1	リハビリ DS どまんなか	栃木	1
ふれあいの郷あげお	埼玉	1	リハビリテーション花の舎病院	栃木	1
丸山記念総合病院	埼玉	1	芳香会病院青嵐荘療育園	茨城	1
吉川中央総合病院	埼玉	1	介護老人保健施設 希望の里 松濤園	新潟	1
足立北病院	東京	1	十和田市立中央病院	青森	1
牧野記念病院	神奈川	1	合計		18
野田病院	千葉	1			

[基準3の自己評価]

本学は、教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧等に掲載して、周知を行っている。ディプロマ・ポリシーに基づき単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則、規程において適切に定め、厳正に適用していると評価できる。

基準項目 3-2①に記載のとおり、カリキュラム・ポリシーは教育目的に基づいて定められており、他のポリシーと同様に大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧等に掲載して、周知を行っている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されており、これを周知している。

基準項目 3-2③に記載のとおり、本学の教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成され、学生に供されていると評価できる。令和 4(2022)年度より電子シラバスを導入し、共通の作成手順に基づいて全ての授業科目について作成されていることから、本学のシラバスは適切に整備していると言える。また、本学入学前に他の教育機関で取得した単位の認定については、60 単位を超えない範囲とする旨を学則 25 条から 27 条に規定しており、単位制度の実質を保つための工夫を行っているとは評価できる。

教養基礎科目を必修科目として整備しており、両学科共通の取組みについては、共通教育センター及び教養教育委員会において議論を進めている。授業は教員から学生に対して一方向なものだけでなく、相互ディスカッションやプレゼンテーションなど、学生が能動的に学習を進める機会を組み込んだものとなっている。また、教授方法の改善を進めるために FD・SD 委員会を設置しており、定期的に研修会を実施している。

基準項目 3-3 に記載のとおり、本学はディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果を明示している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査を行っており、この調査結果を基に国家試験合格率 100%を達成するための対策などを検討している。今後は、学生の意識調査、卒業時の満足調査、就職先の医療施設アンケートなどを実施し、より多くの指標から学修成果を点検・評価していく予定である。学長室を中心に、この点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていくこととしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図る管理運営委員会（学則 6 条 1 項に基づく【資料 4-1-1】）が設置されている。

管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。同委員会では、下記の 8 項目について審議を行っている（学則 6 条 2 項から 4 項【資料 4-1-1】）。

- (1) 学則その他重要な規程
- (2) 大学部・科の重要な組織設置及び廃止に関する事項
- (3) 本学の重要な施設設置及び廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び調整に関する事項
- (5) 学生の定員に関する事項
- (6) 学生の身分及びその厚指導に関する重要事項
- (7) 理事会の諮問事項
- (8) その他、本学運営に関する重要事項

また、令和 3(2021)年度からは、学長の主体的かつ円滑な大学運営を図るため、学長の補佐機関として学長室会議を設置している【資料 4-1-1】。学長は、下記の事項を決定しようとするときは、学長室会議の意見を聴くものとしている。

- (1) 基本理念、将来構想及び長期計画に関する事項
- (2) 学部又は学科の基本的な教育計画に関する事項
- (3) 研究支援に関する事項
- (4) 大学評価に関する事項
- (5) その他学長が本学の運営に関し必要と認めた事項

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義され

ているところ【資料 4-1-2】)、本学では学長の下に管理運営委員会を設置し、上述のとおり本学の運営に関する重要事項について審議を行なっている(一月に1回開催)。教授会(学則8条)では、本学の教育・研究に関し学長の諮問した事項について審議を行っている。各種委員会(学則10条)では、学長の諮問機関として本学の教育並びに本学の発展に関する事項が議論されており、本学がその教育目的を達成するための管理運営がなされていると評価できる【資料 4-1-3】。

大学の意思決定について、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督することと規定されている(学則5条の2第1項)。学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されている(同条2項)【資料 4-1-3】。

教授会については、本学の教育研究に関する事項を審議するためのものとして位置付けられており(学則8条1項)、原則として、一月に1回開催されている。教授会は、学長が以下の事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものと規定している(同条5項)。
【資料 4-1-3】

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 上記のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、平成28年度大学機関別認証評価の結果として「教学に関する重要事項である学生の受入れについて、教授会を通しておらず教授会から学長に意見が述べられていないので、学則の基づき適切に決定されるよう改善が必要である」との指摘があったが【資料 4-1-4】、現在では学則に基づき、学生の受入れについて適切な運用がなされるよう体制を整えている。

さらに、教授会は学長がつかさどる以下の教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べる旨が規定されている(同条6項)。この学則は年度毎に教職員に周知されている。

- (1) 学生の進級、留学、休学、転学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項
- (2) 履修、試験、評価及び単位の認定に関する事項
- (3) その他本学の教育研究に関し、学長が諮問した事項

各種委員会では本学の教育並びに本学の発展に関する事項が議論されており、その内容は教授会及び管理運営委員会に報告が行われている。教授会では本学の教育・研究に関し学長の諮問した事項について審議が行なわれており、管理運営委員会では、本学の運営に関する重要事項について審議が行われている。

このような現況から見れば、本学の意思決定及び教学マネジメントは、本学の使命・目的に沿って、適切に行われていると言える。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では学則 3 条の 3 に基づいて事務局を設置し、学則第 5 条に基づいて職員を適切に配置している【資料 4-1-3】。各職員の役割は、就業規則【資料 4-1-5】等を通じて明確化している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により国民一人一人に「新しい生活様式」が求められる中、大学としても授業や実習の実施方法について難しい判断に迫られている。このような状況において、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮されるよう、最新の情報を共有し、管理運営委員会、教授会、各委員会が適切に運営されるよう管理体制を維持する。学長を補佐する体制の強化として、副学長の任命等も検討しているところであり、早期の実現を目指す。

【資料 4-1-1】学長室会議規程

【資料 4-1-2】教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22）日中央教育審議会大学分科会

【資料 4-1-3】日本保健医療大学 学則

【資料 4-1-4】日本保健医療大学 平成 28 年度大学機関別認証評価評価報告書（平成 29 年 3 月）公益財団法人日本高等教育評価機構

【資料 4-1-5】学校法人共済学院 就業規則

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を概ね満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、大学設置基準で定める数以上に専任教員を確保し、適切に配置している。令和4(2022)年5月1日現在、本学の専任教員は、全体で48名（教授16名、准教授6名、講師9名、助教10名、助手7名）であり【資料4-2-1】、教育目的及び教育課程に要する教員の確保と配置がなされている。ただし、教授数については、大学設置基準が求める数に達しておらず、現在、本学の教授としての的確な人材の確保のため、採用活動を行っている。

教員の採用・昇任については、「教員の採用、承認、配置換に関する選考規程」【資料4-2-2】を設け、適切に運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

大学設置基準25条の3において「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と規定されている。

本学では教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組みとして、FD・SD委員会を設置し【資料4-2-3】（図1-2-1参照）、教員の資質、能力向上のために、研修会の開催、改善を継続的に行っている。令和3年(2021)度にFD・SD委員会主催で企画された研修会は表4-2-1のとおりである。

表 4-2-1 令和元年度におけるFD研修会実施状況

日時・場所等
FD研修会「classroomを活用した授業方法の工夫」
日時：令和3年12月27日（月）13:00～14:00
場所：日本保健医療大学 幸手南キャンパス 情報処理室
講師：日本保健医療大学 保健医療学部 理学療法学科 加茂 智彦氏

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、教学マネジメント指針【資料4-2-4】に基づいて、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などについてFD・SD委員会で議論し、実施を検討していく予定である。

上記の事項に加えて、教員の教育面における評価制度についても FD・SD 委員会で検討を行うこととしている。

大学設置基準において求められている教授数を充足できるよう、引き続き採用活動を行っていく。

【資料 4-2-1】令和 4 年度学校基本調査（再掲）

【資料 4-2-2】日本保健医療大学 教員の採用、承認、配置換に関する選考規程

【資料 4-2-3】日本保健医療大学 委員会規程

【資料 4-2-4】教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22 日）中央教育審議会大学分科会

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を概ね満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学設置基準 42 条の 3 において「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」と規定されている。

上記の規定に則り、本学では職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、その能力・資質を向上させるための取組みとして基準項目 4-2②で記載したとおり（表 4-2-1 参照）、研修会を実施している【資料 4-3-1】。

表 4-2-1 令和元年度における SD 研修会実施状況

日時・場所等
SD 研修会「classroom を活用した授業管理」
日時：令和 3 年 12 月 27 日（月）14:10~15:10
場所：日本保健医療大学 幸手南キャンパス 情報処理室
講師：日本保健医療大学 保健医療学部 理学療法学科 加茂 智彦氏

上記の取組みに加え、本学では職員が各種説明会・講習会に参加することを奨励している。令和 3(2022)年度においては、次表のとおり職員が説明会等に参加しており、その能力・資質の向上に努めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、学内に SD に関する規程を設けることによって組織としての位置付けを明確にし、SD 活動をこれまで以上に組織的かつ体系的に実施していく必要がある。さらに教学マネジメント指針【資料 4-3-2】に則り、学長室を IR 部門として、SD の高度化も推進していく。また、職員が説明会・研修会にこれまで以上に積極的に参加できるような体制を整備し、各職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付けられるよう改善を行っていく。

【資料 4-3-1】FD・SD 研修会ポスター（再掲）

【資料 4-3-2】教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22 日）中央教育審議会大学分科会（再掲）

表 4-3-1 令和3年度における講習会等参加状況

講習会等の名称	日時、場所	主催
リハビリテーション教育評価機構 対象校 Web 説明会	令和3年4月21日(水) 10時~11時 オンライン	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
Between ウェブセミナー ”最速の21年度入試概況”を起点に22年度以降の募集広報を考える	令和3年4月22日(木) 15時~16時 オンライン	株式会社進研アド
2021 カリキュラム編成セミナー	令和3年5月10日(月) オンライン	医学書院
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の改正に関する説明会	令和3年5月13日(木) オンライン	文部科学省
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種講習会	令和3年6月30日(水) オンライン	公益財団法人 埼玉県看護協会 埼玉県ナースセンター
Between 高大接続セミナー 経営・教育・入試の好循環を生み出す「入学前教育」	令和3年5月29日(土) オンライン	株式会社進研アド
進研アド Between セミナー	令和3年8月19日(金) オンライン	株式会社進研アド
最新トレンドキーワードから読み解く受験生アナリティクス・コミュニケーション	令和3年9月30日(木) オンライン	株式会社スタディプラス
篠田道夫氏特別講演 「危機の時代を乗り越える 大学改革 10 の基本戦略—直近の大学政策動向、認証評価結果を踏まえて—」	令和3年11月19日(金) 16:00 - 17:00 オンライン	株式会社進研アド
研究公正シンポジウム「各研究分野から研究公正の課題を考える」	令和3年11月26日(金)、 13:00~17:00 オンライン	国立研究開発法人科学技術振興機構
新型コロナワクチン追加接種に係る職域接種の開始に関する説明会	令和3年11月26日(金) 14:00~15:00 オンライン	厚生労働省予防接種室

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を概ね満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

各専任教員に研究室を用意し、室内には業務用パソコン、プリンター等が整備されている。各専任教員はこれらを有効に活用し、教材の作成、先行研究の調査、データ解析、論文の執筆等を行っている。パソコンやプリンターに不具合等が生じた場合は、総務課員が復旧等に対応する体制を整えている。各研究室は委託業者によって定期的に清掃が行われている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」〔平成 19(2007)年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26(2014)年 2 月 18 日改正〕【資料 4-4-1】及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」〔平成 26(2014)年 8 月 26 日 文部科学大臣決定〕【資料 4-4-2】に基づき、「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」【資料 4-4-3】、「公的研究費の使用に関する行動規範」【資料 4-4-4】、「公的研究費に関する不正防止計画」【資料 4-4-5】を策定すると共に、「公的研究費運営・管理・取扱規程」【資料 4-4-6】及び「研究活動における不正行為の防止に関する規程」【資料 4-4-7】を設けている。

上記の「研究活動における不正行為の防止に関する規程」に基づいて、各教員には年度ごとに本学が提供する研究倫理教育を受けることを義務付けている。令和 3(2021)年度は一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供する研究倫理教育 e ラーニングを全ての専任教員と公的研究費の管理業務を担当する事務局職員が受講した【資料 4-4-8】。これに加えて、研究倫理コンプライアンス研修（ロバスト・ジャパン株式会社主催）をオンデマンド配信し、こちらについても、専任教員と事務局職員が受講している【資料 4-4-9】。

「研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図」【資料 4-4-10】を策定するとともに、「研究活動における不正行為に関する通報窓口」【資料 4-4-11】を設置し、大学ホームページで公表している【資料 4-4-12】。

また、教員が「人を対象とする研究」を開始する場合には、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」〔令和 3 年 3 月 23 日（令和 4 年 3 月 10 日一部改正）文部科学省 厚生労働省 経済産業省〕に基づいて、研究倫理・利益相反委員会の審査に付す必要がある旨を周知している。ただ、研究倫理・利益相反委員会規程について見直しが行われていないので、早急に改正手続きを進めていく必要がある。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は「教員個人研究費規程」【資料 4-4-13】を設け、個人研究の推進を図ることを目的として、専任教員に個人研究費を支給している。個人研究費の支出に際しては、教員が提出する申請書、領収書等に基づいて支払い手続きを行っている。また、専任教員には各週1日ずつ研究日を設けており、教員が個人の研究に集中できる環境を整えていると評価できる。ただ、RA(Research Assistant)などの人的支援については、制度化されていないのが現状である。

科学研究費助成事業等の公的研究費や民間助成の獲得に向けて、事務局が把握した公募情報については全教員に配信し、応募を促している。研究活動のための外部資金導入の努力については、現状十分とは言えないので、今後、科研費獲得に関する講習会を行う等、具体的な方策を検討していくこととしている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

各研究室に配備しているパソコン、プリンター等について、教員の研究に支障が生じないように計画的に更新を行うこととしている。現状では、一部の教員からパソコンの処理速度に不満が出ているので、メモリを増設する等、これに対応していく必要があると考えている。学生の学修環境の整備（基準項目 2-5 参照）と同様に、教員の研究環境をより強化するため、SINET へ加入、接続手続きを行った。学内の通信環境をより強化するため、SINET の独立回線を接続すべく準備を行っている。RA などの人的支援については、今後、制度化に向けて検討を行っていく。

前述の通り、研究倫理・利益相反委員会規程が見直されていないので、これを早急に改正し、委員会による審査の根拠を明確化しなければならない。各教員がより高い研究倫理規範に基づいて研究を行えるように改善を進めていく。

今後は、公的研究の管理に関する内部監査の体制【資料 4-4-14】を見直し、より適切に研究費の管理が行える体制を構築していく予定である。

第1期中期経営計画（2020-2024）【資料 4-4-15】において、研究促進戦略として科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）への応募件数と採択件数の増加を掲げている。この目標を実現させるために、研究促進部門を設け、職員の役割を明確化していく必要がある。同部門には、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置する等、研究活動活性化のための環境整備及び研究開発マネジメント強化を行っていきたいと考えている。

現在、本学と株式会社テクノ・ラボの共同研究として「保育園（乳幼児）における動物介在教育」（プロジェクトリーダー：熊坂隆行学長補佐）が進められており【資料 4-4-16】、このような産学連携を促進するためにも、研究促進部門を整備し、地元企業との連携や研究資金の獲得を目指す。

上記の取組みに際して、職務発明規程を定めることによって発明に関する権利（特許を受ける権利）の帰属を明確化し【資料 4-4-17】、発明者（主に教員）に与える相当の利益（特許法 35 条 6 項）についても検討を行っていく予定である【資料 4-4-18】。

【資料 4-4-1】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平

成 19(2007)年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26(2014)年 2 月 18 日改正)

【資料 4-4-2】研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26(2014)年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

【資料 4-4-3】学校法人共済学院日本保健医療大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

【資料 4-4-4】学校法人共済学院日本保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範

【資料 4-4-5】学校法人共済学院日本保健医療大学における公的研究費に関する不正防止計画

【資料 4-4-6】学校法人共済学院 日本保健医療大学 公的研究費運営・管理・取扱規程

【資料 4-4-7】日本保健医療大学 研究活動における不正行為の防止に関する規程

【資料 4-4-8】修了証明書(日本学術振興会)

【資料 4-4-9】研究倫理コンプライアンス研修

【資料 4-4-10】研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図

【資料 4-4-11】日本保健医療大学 研究活動における不正行為に関する通報窓口

【資料 4-4-12】大学ホームページ(研究上の情報等)

【資料 4-4-13】日本保健医療大学 教員個人研究費規程

【資料 4-4-14】研究費の不正防止に関する機関内の体制図

【資料 4-4-15】学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画(2020-2024)(再掲)

【資料 4-4-16】大学ホームページ(お知らせ:【産学連携】アニマルセラピープロジェクト事業)

【資料 4-4-17】大学等における特許法第 35 条第 3 項の適用について(平成 28 年 1 月特許庁)

【資料 4-4-18】産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議 事務局、文部科学省高等教育局、文部科学省科学技術・学術政策局、経済産業省産業技術環境局)

[基準4の自己評価]

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、管理運営委員会を設置している。本学の使命・目的を達成するため、管理運営委員会、教授会、各種委員会において様々な議論がなされており、本学がその教育目的を達成するための管理運営がなされていると評価できる。さらに令和3(2021)年度からは学長の補佐機関として、学長室会議を運用している。

大学の意思決定については、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督すること、学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されており、大学の意思決定の権限と責任は明確である。

教授会の組織上の位置付け及び役割は、学則において明示されており、適切に機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、学則に定めている。

大学の意思決定及び教学マネジメントは、管理運営委員会、教授会、各委員会の議論を通じて、大学の使命・目的に沿って適切に行われていると評価できる。学則に基づいて、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置されており、各職員の役割は就業規則等を通じて明確化されていると評価できる。

学校教育法、大学設置基準に基づいて、大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。大学の採用・昇任の方針として「教員選考規程」を定め、適切に運用している。

FD・SD委員会における議論に基づいて、教員研修と職員の資質・能力向上のための研修としてFD・SD研修会を実施している。

各教員に研究室を割り当て、パソコン、プリンターを配置する等、快適な研究環境を整備していると評価できる。研究倫理に関しては、規程の見直しを行っていく必要がある。研究活動への資源配分に関する規程を制定し、物的支援と人的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は、寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする」と規定している【資料 5-1-1】。

本学は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守するとともに、事務局組織規程【資料 5-1-2】、就業規則【資料 5-1-3】等の学校法人の管理及び運営に関する基本的事項の規則を整備している。さらに、公益通報に関する規程【資料 5-1-4】も整備しており、組織倫理に関する規則に基づいて、適切な運営を行っていることが評価することができる。

また、私立学校法 47 条及び 63 条の 2 で規定されている情報については、大学ホームページ上で公開している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を設置し、理事会を開催している。また、理事長の諮問機関として評議員会を設置し、評議員会を開催している。

法人の使命・目的を達成するため、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、評議員会にあらかじめ意見を求めた上で、理事会で決定している【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】。会計年度終了後には、実績報告及び決算について理事会で承認、決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告している【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】。

このように、本学の使命、目的の実現するために継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮について、衛生委員会の主導により校内巡視などを行い、危険個所や授業・職場環境をチェックし、必要に応じて改善策を審議、決定、実施している。省エネルギーの取り組みの具体的な施策として、トイレの照明を原則消灯（使用時点灯）とするなどの対策を行っている。また、環境への配慮に関する具体的な施策としてキャンパス内に樹木やベンチを配置する等の取り組みを行っている。

人権への配慮について、ハラスメントに関する規程【資料 5-1-9】、個人情報保護に関す

る規程【資料 5-1-10】が定められており、本学の教職員として責任ある行動を促している。

安全への配慮として、教職員が大学にいない場合（土日・夜間）に対応するため、警備会社の警報システムを導入し、防犯カメラを設置するなど、学内の安全と事故防止に適宜適切な対応をしている。平成 29(2017)年 9 月には消防訓練を実施し、災害発生時の避難経路の確認などを行っている【資料 5-1-11】。

さらに、幸手市から災害時避難所の指定を受けており、本学の体育館を避難所として提供している。

このような取組みを通じて、災害の予防並びに災害発生時の人命安全及び物的被害の軽減を図り、地元自治体との連携を強化していると言える。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、本学では経営に関する規則が整備され、円滑な管理、運営が行われていると評価できる。一方で、社会情勢等の変化を確実に捉え、大学として取り組むべき課題には柔軟に対応していく。

寄附行為【資料 5-1-1】等に基づき、本学の使命、目的の実現に向けて健全な財政運営を継続する。

「危機管理基本マニュアル」【資料 5-1-12】を制定し、学内の適正な手続きを経て運用を開始していく予定である。消防訓練を行う頻度についても、見直しを行っていく予定である。

環境への配慮・省エネルギーの対応について、継続して効果を上げていくために定期的に点検を行い、改善すべき点があれば対応を行う。また、教職員や学生に対しては環境保存、人権、安全への配慮について必要な情報を共有し、より一層の協力を求めていく。さらに、令和 2(2020)年 7 月に制定した特定個人情報の保護に関する規程【資料 5-1-13】に基づいて、学内の実務体制を構築していく。

【資料 5-1-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 事務局組織規程

【資料 5-1-3】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 就業規則

【資料 5-1-4】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 公益通報者の保護等に関する規程

【資料 5-1-5】 令和元年度 第 7 回理事会 議事録

【資料 5-1-6】 令和元年度 第 6 回評議員会 議事録

【資料 5-1-7】 令和 2 年度 第 1 回理事会 議事録

【資料 5-1-8】 令和 2 年度 第 1 回評議員会 議事録

【資料 5-1-9】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 ハラスメント防止規程

【資料 5-1-10】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 個人情報保護に関する規程

【資料 5-1-11】 消防訓練実施結果報告書（平成 29 年 9 月 21 日）

【資料 5-1-12】 危機管理基本マニュアル（案）

【資料 5-1-13】 学校法人共済学院 特定個人情報保護規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第5条第1項第1号に基づき理事6人を置くこととされ、本学の最高意思決定機関として、理事をもって組織構成される理事会が設置されている【資料5-2-1】。理事会では理事の選任、事業計画、規程の制定・改正・施行等について審議を行っている。

令和3(2022)年度においては、理事会が7回開催されており、出席率（議決権行使書を含む）は9割以上となっている【資料5-2-2】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

現在の寄附行為に定められた管理運営体制をベースに、今後も大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を構築する。新たな社会的価値観やグローバル化した社会に対応可能な人材の登用も検討する。昨年度より学校法人制度改革について具体的な議論が行われ、法改正が行われようとしているところである。この動向に注視しつつ、本法人としても必要な対策を行っていくこととしている。

管理運営委員会は、理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っており、今後も定期的開催し、十分な協議と意見交換に努める。

【資料5-2-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料5-2-2】 令和3年度 理事会 議決権行使書回収状況

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を概ね満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人と大学に関する管理運営については、寄附行為 16 条【資料 5-3-1】に基づき理事会で決定している。大学に関する教育・研究については教授会が対応し、運営については事務局が対応している。

本学では、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図ることを目的として、学則 6 条【資料 5-3-2】に基づき管理運営委員会が設置されている。理事長、学長、学科長、事務局長等を構成員とする管理運営委員会が一月に 1 回開催されており、理事会と大学間の意思疎通と連携は適切に行われている（図 1-2-1 を参照）。

理事長の職務については、寄附行為 11 条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている。学長の職務及び権限については、学則 5 条の 2 第 1 項において「学長は、理事会より任命され、校務をつかさどり、所属職員を統監する」と規定され、同条 2 項において「学長は校務全般に関し、最終決定権を有する」と規定されている【資料 5-3-1】。

各教育・研究部門の委員会からは、様々な提案が行われている。各委員会からの提案事項は管理運営委員会において審議され、理事会で承認が必要な事案については、理事会へ提案が行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人には、寄附行為 5 条の規定に基づき、役員として監事 2 名が置かれている。その選任は、寄附行為 7 条の規定により「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定められている。監事は、寄附行為 15 条に基づいて、法人の業務や財産状況の監査及び毎会計年度終了後に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出、報告することなどを主な職務としている【資料 5-3-1】。

令和 3(2022)年度において、監事は全ての理事会に出席しており、必要に応じ意見を述べるなど、監事の職務を果たしている。

寄附行為 19 条に基づいて、本法人には評議員会が設置されている。評議員会は 13 人の評議員をもって構成される。また評議員の構成は、表 5-3-1 のとおりである。なお、評議員の任期は寄附行為 24 条により、3 年と定められている。

理事長からの評議員会への諮問事項は、寄附行為 21 条に規定されている。令和 3(2022)年度第 7 回理事会においては、令和 4(2022)年度事業計画、予算等が理事長から諮問されている【資料 5-3-3】。

表 5-3-1 評議員の構成

選任区分	人数
【寄附行為第 23 条第 1 号評議員】 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、 評議員会において選任した者	2 人
【寄附行為第 23 条第 2 号評議員】 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、 理事会において選任した者	1 人
【寄附行為第 23 条第 3 号評議員】 学識経験者のうちから、理事会において選任された者	10 人

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命、目的の達成のため、理事長及び学長のリーダーシップのもと、現在設置している理事会、評議員会、管理運営委員会、教授会、各種委員会の機能をさらに活性化させる。組織体制を充実させるうえで教育・研究部門と管理部門の連携は不可欠であるため、互いの連携によりスムーズな意思の疎通を図る。

また、本学の運営にあたり、会議や直接の提案等により、教職員の意見や学生の意見等を取り入れている。今後も継続して教職員の意見や学生の意見等を吸い上げ、本学の運営に活かしていく。学生からの意見・要望については基準項目 2-6 に詳述しているが、教職員一人一人からの提案についても汲み上げる仕組みを整備する必要があると考えている。

【資料 5-3-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料 5-3-2】 日本保健医療大学 学則

【資料 5-3-3】 令和 3 年度第 7 回理事会 議事録

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を概ね満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元(2019)年度に、理事会において中期経営計画として「学校法人共済学院第1期中期経営計画(2020-2024)」を決定したところであるが【資料5-4-1】【資料5-4-2】、中長期的な財務計画については、より具体的な検討を行う必要があると認識している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の過去5年間の収支状況は、表5-4-1のとおりである【資料5-4-3】【資料5-4-4】【資料5-4-5】【資料5-4-6】【資料5-4-7】。

主な収入は令和3(2021)年度決算で、事業活動収入の89.4%を占める学生生徒等納付金、7.9%の経常費等補助金で構成されている。事業活動収入から事業活動支出を引いた基本金組入前当年度収支差額は1億1,571万円の収入超過となった。過年度の推移をみると、令和元(2019)年度では1,449万円、令和2(2020)年度では2億2,762万円の収入超過となっている。総資産から総負債を引いた純資産は令和3(2021)年度で、前年度比1.2億円増の約21億円であり、純資産構成比率は前年度比5.9%増の79.9%である【資料5-4-7】。

表 5-4-1 直近5年間における収支額の推移

(単位：千円)

科目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
事業活動収入	863,713	979,428	1,018,877	1,219,820	1,117,723
事業活動支出	1,004,568	1,014,373	1,004,388	992,205	1,002,013
基本金組入前 当年度収支差額	△144,165	△38,945	14,489	227,615	115,710
基本金組入	△218,407	△85,547	△73,830	△59,754	△276,284
当年度収支差額	△362,572	△124,493	△59,341	167,862	△160,574

日本保健医療大学

表 5-4-2 令和 3(2021)年度 事業活動収支計算書

(単位：千円)

教育活動収入	事業活動収入の部	科目	予算	決算
		学生生徒等納付金	1,002,490	999,548
		手数料	17,337	17,619
		寄付金	1,460	1,460
		経常費等補助金	72,000	87,831
		付随事業収入	91	91
		雑収入	6,447	7,684
		教育活動収入計	1,099,825	1,114,232
	科目	予算	決算	
	事業活動支出の部	人件費	536,400	552,652
	教育研究経費	262,910	307,689	
管理経費	130,882	138,909		
徴収不能額等	0	0		
教育活動支出計	930,192	999,251		
教育活動収支差額			169,633	114,982
教育活動外収支	事業活動収入の部	科目	予算	決算
		受取利息・配当金	16	15
		その他の教育活動外収入	1,150	0
	教育活動外収入計	1,166	15	
	事業活動支出の部	科目	予算	決算
		借入金等利息	2,300	2,762
		その他の教育活動外支出	0	0
教育活動外支出計	2,300	2,762		
教育活動外収支差額			△1,134	△2,747
経常収支差額			168,499	112,234
特別収支	事業活動収入の部	科目	予算	決算
		資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	2,000	3,475
	特別収入計	2,000	3,475	
	事業活動支出の部	科目	予算	決算
		資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
特別支出計	0	0		
特別収支差額			2,000	3,475
〔予備費〕			0	
			0	

基本金組入前当年度収支差額	170,499	115,710
基本金組入額合計	△276,943	△276,284
当年度収支差額	△106,444	△160,574
前年度繰越収支差額	8,635	8,635
基本金取崩額	0	0
翌年度繰越収支差額	△97,809	△151,939
(参考)		
事業活動収入計	1,102,991	1,117,723
事業活動支出計	932,492	1,002,013

これまでのところ安定した財務基盤が確立できているが、平成 28 (2016) 年度に開設された理学療法学科において入学定員の確保が未だ実現しておらず、近年は看護・理学両学科とも定員未充足の状態となっている。今後の財務状況に対して影響が出てくると考えられるため、早急な対応を進める必要がある。

また、基準項目 4-4 に記載のとおり、本学では研究促進委員会主催の研修会を行うなど、外部資金の獲得に注力している。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

これまでの実績に基づき、収支均衡を考慮した安定的な運営に努めていく。安定的な経営基盤を構築するためには、定員を充足する入学者数の確保が重要である。これを実現するために策定した第 1 期中期経営計画 (2020-2024) に基づいて、学生生徒等納付金収入の安定化に努める【資料 5-4-2】。具体的には、教学 IR 体制を構築し、教育研究・経営・財務情報など大学の諸活動に関する情報収集・蓄積を行っていく。これらの情報を学内で共有することによって大学の質保証を促し、学生数の安定化を図る。

また、研究促進部門の設置と、リサーチ・アドミニストレーター (URA) の配置により外部資金の獲得を推進していくことを計画している (基準項目 4-4 に詳述)。

今後も減価償却費負担が継続すること、校舎の修繕費支出が見込まれることに留意して定員充足と経費の効率的な執行を徹底する【資料 5-4-8】。

【資料 5-4-1】 令和元年度 第 6 回理事会 議事録

【資料 5-4-2】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画 (2020-2024) (再掲)

【資料 5-4-3】 平成 29 年度 (2017 年度) 事業報告書

【資料 5-4-4】 平成 30 年度 (2018 年度) 事業報告書

【資料 5-4-5】 令和元年度 (2019 年度) 事業報告書

【資料 5-4-6】 令和 2 年度 (2020 年度) 事業報告書

【資料 5-4-7】 令和 3 年度 (2021 年度) 事業報告書

【資料 5-4-8】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 2022 年度事業計画書

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、経理規程【資料 5-5-1】、固定資産及び物品管理細則【資料 5-5-2】に基づき、適正に会計処理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、会計年度終了後、私立学校法第 37 条第 3 項第 2 号及び寄附行為第 15 条に規定される監事の職務（学校法人監事監査）に基づき、法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出している【資料 5-5-3】。

また、令和 3(2021)年度の公認会計士による私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査も実施されており、独立監査人の監査報告書により監査意見が付されている。公認会計士（籠原公認会計士事務所）による監査報告書（抜粋）によれば、「学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人共済学院の令和 4(2022)年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」とされている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準、本学経理規程、固定資産及び物品管理細則等に基づき適正な会計処理を行う。また資金収支計算書など会計関係書類の解説をさらに見やすくして表記していく。

【資料 5-5-1】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 経理規程

【資料 5-5-2】 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 監査結果報告書

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性について、本学は関係法令を遵守し、学内の規則に基づき適切な運営が行われている。本学の使命・目的を実現するために、寄附行為及び学内規程に基づき、継続的な努力を行っているとして評価できる。衛生委員会が主導する活動や、省エネルギー等の取組みを通じて環境への配慮がなされている。ハラスメントに関する規程、個人情報保護規程を整備するなど、人権への配慮もなされている。警備会社との契約、防犯カメラの設置等、防災訓練の実施等、学内外に対する危機管理の体制を整備し、これらは適切に機能していると評価できる。

本学の使命・目的の達成に向けて、寄附行為に基づき意思決定ができる体制として理事会が設置されている。理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は、適切に行われていると言える。

本学の意思決定については、本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図る目的で管理運営委員会が設置されている。管理運営委員会の運用により、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が、適切に行われていると評価できる。寄附行為に基づく監事の配置及び評議員会の適切な運用により、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整備されていると評価できる。監事の選任は寄附行為に基づき適切に行われている。

本学は、第1期中期経営計画（2020-2024）に基づく財務運営を開始しており、安定した財務基盤を確立していると評価できる。ただ、中長期的な財務計画については、より具体的な検討を行う必要があると認識している。本学の使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれていると評価できる。理学療法学科の定員未充足な状態が続いており、抜本的な対策が必要になるものと考えている。

学校法人会計基準や本学の経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施している。法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出するなど、会計監査を行う体制が整備されており、厳正に会計監査が実施されていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を概ね満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための恒常的な組織体制として、令和 4(2022)年度より内部質保証委員会を設置した【資料 6-1-1】。本委員会は、学長が委員長を務め、学部長、学科長、教員、事務局職員を構成員としている。自主的・自律的な自己点検・評価の実施について、実施項目、スケジュール等について議論を行っており、認証評価機関による評価、日本看護学教育評価機構及びリハビリテーション教育評価機構による分野別評価の実施についても検討を行っている【資料 6-1-2】。

従前の自己点検評価委員会では、平成 28(2016)年度に受審した認証評価の結果に基づき改善策を検討し、教養教育体制の整備として教養教育委員会の設置、心のケア等の相談の窓口として学生相談室の設置等を推進してきた。これらの実績に基づいて改善報告書【資料 6-1-3】を作成し、令和元(2019)年 7 月に本学ホームページ上でこれを公表している【資料 6-1-4】。

内部質保証委員会では、自己点検・評価、認証評価、分野別評価の結果を生かして、大学全体の改善につなげる仕組みについても検討を行っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は「自主的な自己点検・評価」、「認証評価」に加え、分野別評価も実施していく予定である。リハビリテーション教育評価機構による評価は、令和 3 年度に受審し「適合(A)」の結果を受けたところである。ただ、内部質保証に関する全学的な方針が策定されていないため、これを早急に策定し、学内外に明示していく必要がある。内部質保証のための責任体制についても改めて明文化する。

【資料 6-1-1】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程

【資料 6-1-2】 令和 2 年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録

【資料 6-1-3】 改善報告書

【資料 6-1-4】 大学ホームページ（情報公開：点検・評価）

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を概ね満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、監査室を中心に平成 27 年にエビデンスに基づいた自己点検・評価を実施した【資料 6-2-1】。平成 28(2016)年には日本高等教育評価機構による認証評価を受審している【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。基準項目 6-1 に記載したとおり、現在は内部質保証委員会を中心に自己点検・評価及び分野別評価の実施について検討を行っている。

自己点検・評価及び認証評価の結果は、本学ホームページ【資料 6-2-5】を通じて内外に広く周知している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の現状把握のため、学生へのアンケート調査及び卒業生の進路調査など様々なデータ収集を行っており、教務委員会を中心に、教職協働でデータの分析を実施している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証について、内部質保証委員会が中心となり、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。ただし、その頻度については十分とは言えないので、毎年実施できるよう対策が必要であると考えている。今回の自己点検・評価の結果に基づいて改善策を検討し、大学の使命・目的に即した教育研究活動等の向上を図っていく。

今後は、学長室を IR 機能を持った部署として適当に運用すると共に、監査部門を明確化し、内部質保証に係る業務を推進していく予定である。現在は教務委員会等に所属する教職員が中心となって継続的にデータの収集と分析を行っているが、IR 機能を持った部署として学長室を活用することによって、より精緻なデータの評価・分析が可能になると考えている。「IR 機能の構築」は、第 1 期中期経営計画（2020-2024）【資料 6-2-6】にも記載していることであり、早期の実現を図ることとしている。

【資料 6-2-1】 2015 年度（平成 27 年度）自己点検評価書

【資料 6-2-2】 2016 年度（平成 28 年度）自己点検評価書

【資料 6-2-3】 平成 28 年度大学機関別認証評価報告書

【資料 6-2-4】 認証評価結果に対する改善報告書

【資料 6-2-5】 大学ホームページ（情報公開：点検・評価）

【資料 6-2-6】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、設置認可申請書に基づき、教育研究、学生支援および管理運営等の大学運営全般の活動を「Plan（計画）」し、大学の教員や各事務部門の職員により「Do（実施・実行）」に移されてきた。また、その都度、関連の委員会で「Check（点検・評価）」し、「Action（処置・改善）」に繋げてきた。今後は、内部質保証に関する全学的な方針を策定し、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っていく必要があると認識している。

自主的・自律的な自己点検・評価は、これまでの「Plan（計画）」と「Do（実施・実行）」を「Check（点検・評価）」するために必須である。自主的・自律的な自己点検・評価で明らかになった改善すべき点に基づいて「Action（処置・改善）」を行っていく。定期的な自己点検・評価の実施により、全学的な改革サイクルが確立するものとする【資料 6-3-1】。

各種委員会や事務部門等では、自己点検・評価の結果として明らかになった改善すべき点について、具体的にどのように「Action（処置・改善）」していくのかを検討しており、今後はそれを具体化し、実行に移していく必要があると考えている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、内部質保証委員会が中心となり、内部質保証のための計画を立案していく。また大学の IR 機能を組織として明確化し、収集したデータの一層の活用を目指す。自己点検・評価委員会やそれぞれの教職員が気づいた改善すべき点等を集約し、それらを解決・改善していけるよう努める。また、学則 2 条 2 項【資料 6-3-2】に基づき、第三者による評価も導入していく必要があると考えている。

【資料 6-3-1】 認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）平成 28 年 3 月 18 日 中央教育審議会大学分科会

【資料 6-3-2】 日本保健医療大学 学則

[基準6の自己評価]

内部質保証のための組織体制として内部質保証委員会を設置し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価はエビデンスに基づいて実施されており、評価結果は、大学ホームページを通じて学内外に周知が行われている。自己点検・評価の頻度については、毎年度実施できるよう検討を行う。

現状の把握として、各種委員会や教職員によってデータの収集・分析が行われていると言えるが、これをより一層強固なものとするため、IR機能を持った部署として学長室の運用を本格化していく必要がある。

自己点検・評価等を通じて、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われているとは言いがたく、改善の必要がある。今後はIR機能を持った部署（学長室）及び監査部門を中心に、自己点検・評価の結果を活用していくことを計画している。

平成28(2016)年度に受審した認証評価において指摘された「改善を要する点」については、自己点検・評価委員会での議論に基づいて、「医務室・学生相談室の設置」、「教授会における入試判定の実施」、「教養教育委員会の設置」といった形で大学運営に生かされてきたと評価できる。

今回の自己点検・評価（「基準1」から「基準6」）において今後の課題とした点については、内部質保証委員会を中心に改善策を検討し、各種委員会、教授会、管理運営委員会、理事会に諮った上で実行に移していくこととする。